

令和5年10月6日

1. 出席議員

1 番	釘 尾	勢津子	9 番	松 田	義 太
2 番	宮 崎	幸 宏	10 番	勝 屋	弘 貞
3 番	笠 継	健 吾	11 番	角 田	一 美
4 番	中 村	日出代	12 番	伊 東	茂
5 番	池 田	廣 志	13 番	福 井	正
6 番	杉 原	元 博	14 番	松 尾	征 子
7 番	樋 口	作 二	15 番	中 村	和 典
8 番	中 村	一 堯	16 番	徳 村	博 紀

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	染 川	康 輔
事 務 局 長 補 佐	中 島	圭 太
議 事 管 理 係 長	富 岡	明 美

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	松	尾	勝	利
副	市長	鳥	飼	広	敬
教	育	中	村	和	彦
総	務	川	原	逸	生
市	民部長兼福祉事務所長	岩	下	善	孝
産	業	山	崎	公	和
建	設	山	浦	康	則
総	務	白	仁	田	和
企	画	山	口	徹	哉
財	政	村	田	秀	也
調	整	江	島	裕	哲
監	兼	高	本	将	臣
企	画	橋	本	昌	行
財	政	中	村	祐	徳
課	参	江	頭	憲	介
事	事				和

令和5年10月6日（金）議事日程

開議（午前10時）

日程第1 一般質問（通告順による）

鹿島市議会令和5年9月定例会一般質問通告書

順番	議員名	質問要旨
12	15 中村 和典	1. 多良岳土地改良区の再編対策について (1) 現状と課題について (2) 要望事項に対する対応について (3) 今後の支援策について 2. 第1次産業におけるSDGs・脱炭素化等の取り組みについて (1) 太良町と取り組む広域連携事業について (2) 農業・林業・水産業分野での取り組みについて (3) 鹿島市独自の取り組みについて 3. 農業分野におけるDXの取り組みについて (1) 農業版デジタル化・IT化の現状と課題について (2) 鹿島市における取り組みについて (スマート農業の実例・補助事業の活用等)
13	11 角田 一美	1. 耕作放棄地対策について (1) イノシシの駆除対策の強化について (2) 農地流動化による果樹団地造成について (3) 農村公園、家庭菜園等への取り組みについて 2. 空き家対策について (1) 空き家の現状とこれまでの取り組みについて (2) 対策上の問題点・課題について (3) 今後の取組方針について
14	10 勝屋 弘貞	1. 学校施設の改善について ～インクルーシブ教育・災害時の避難場所という観点から～ (1) バリアフリーとダイバーシティという考え方 (2) トイレの洋式化について (3) 感染症対策について 2. 西部中学校の体育館について (1) コウモリの糞被害について (2) 床面の傾きについて 3. 不法投棄問題について (1) 現状と対応について

午前10時 開議

○議長（徳村博紀君）

皆さんおはようございます。現在の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（徳村博紀君）

本日の日程は、お手元の議事日程どおり一般質問を行います。

通告順により順次質問を許します。15番中村和典議員。

○15番（中村和典君）

皆さんおはようございます。15番議員の中村和典です。一般質問も最終日となりました。通告に従いまして、3項目の質問をいたします。

最初に、多良岳土地改良区の再編対策について質問をいたします。

多良岳土地改良区の現状と課題について、市としてどのように認識されているのか。また、ここ5年間で多良岳地区の支援策として国、佐賀県及び鹿島市で取り組んでいただいた事業等についてお伺いをいたします。

次に、2項目めの第1次産業におけるSDGs・脱炭素化等の取組について質問をいたします。

太良町と取り組む広域連携事業のうち、第1次産業における取組を共同で行うことになった理由について、また期待される効果、特に第1次産業についてお伺いをいたします。

最後に、農業分野におけるデジタルトランスフォーメーション、いわゆるDXの取組について質問をいたします。

既に実践されている全国、佐賀県及び鹿島市の現状と課題について、また鹿島市として第1次産業におけるDXやスマート農業の取組方針等はあるのか、お伺いをいたします。

以上、3項目についての総括質問を終わりますが、アルファベットの略語や、いわゆる横文字が非常に多々ございますので、分からないと思いますので、分かりやすく注釈を加えて御答弁をお願いいたします。

以上で総括質問を終わります。

○議長（徳村博紀君）

執行部の答弁を求めます。江島農林水産課長。

○農林水産課長（江島裕臣君）

私のほうからは多良岳土地改良区の再編対策及び第1次産業におけるSDGs・脱炭素化等の取組、さらには農業分野におけるDXの取組について申し上げます。

まず、多良岳地区の現状でございますが、この地区に関しましては、昭和39年から昭和56年にかけて、国営多良岳パイロット事業により造成をされました。これに伴い、この地域を管理する多良岳土地改良区が発足をいたしております。この土地改良区でございますけれども、設立当初は組合員数が1,136名、農地面積が742ヘクタール、うちテラス面積が629ヘクター

ルございました。これが現在では、組合員数が780名、農地面積は467ヘクタール、うちテラス面積は218ヘクタールとなりまして、組合員数で申しますと356名の減、テラス面積も当初と比較いたしますと3分の1にまで減少している状況でございます。

このような耕作者の減少は、耕作放棄地の増加を招き、また土地改良区賦課金の支払者も減少しますので、多良岳土地改良区の運営にも支障を来しております、事務員として雇用される方の人数を減らして人件費削減等に努めるなど努力はされておりますけれども、それでも年間18,000千円ほどの運営費が生じておまして、この運営には非常に苦慮されている状況でございます。

また、これに加えまして、このパイロット地区には農業用水利施設、4つのため池やここから取水するためのポンプ設備、パイプライン等がございますが、これらも完成から40年以上が経過し、老朽化が目立つ状況となっております、これらの維持補修に経費というのも重くのしかかっている状況でございます。

このような状況を受けまして、国、県、市では土地改良区の支援といたしまして、国営造成施設管理体制整備促進事業によりまして、土地改良区の運営補助を行ってまいりました。昨年は国、県、市合わせて約3,200千円の支援を行ったところでございます。また、これとは別に農業用施設の補修、これは国のストックマネジメント事業を活用しておりますけれども、これに対しましても国、県、市合わせて6,800千円の補助を行ったところでございまして、この5年間で申しますと運営補助として約19,000千円、ストマネの補助として約34,000千円の補助を行ってきたところでございます。

このような支援を行ってきましてはおりますけれども、やはり後継者不足、担い手不足、施設の老朽化は深刻でございまして、今年8月には土地改良区から支援を求める要望書も提出していただいております、パイロット地区の将来に向けた再編対策は急務であると市としても認識している状況でございます。

次に、第1次産業におけるSDGs・脱炭素化の取組について、期待される効果について申し上げます。

農業とSDGsの関連性としましては、何より農地の適切な管理や農作物の生産活動そのものが食料の安定供給、持続可能な生産形態の確保といったSDGsの目標達成に直接貢献しているものと考えております。

農林水産課としましては、今回の9月補正によりまして、SDGsモデル事業の一つとして有害鳥獣被害対策費を計上したところでございますけれども、有害鳥獣から農地、農作物を守ることで農作物被害によって生じます廃棄を減らし、無駄なく育てることができる、また農地を適正に管理することで農地や農作物が持つ二酸化炭素を吸収する能力の維持につながり、ひいてはこれが脱炭素化につながるものと期待しているところでございます。

次に、農業分野におけるDXの取組、現状と課題でございまして、農業分野での

D X化といたしましては、先進的な取組といたしましては、ドローンによる防除などが既に行われておりまして、これまでは田畑での防除が一般的でございましたが、今年に入りまして、果樹、ミカンへの防除なども試験的に行われておる状況でございます。

これらに取り組む課題といたしましては、まずは技術導入への設備投資がございます。こうした機器の導入コストというのは高額でございまして、まずはこうしたコスト面の問題、さらには導入に当たっての技術面の問題もございます。これまでにない新たな技術でございますので、それを扱うための知識やスキル不足も課題の一つであります。

また、さらにはこうして得られたデータの収集でありますとか解析、それによる活用といった部分も現在の課題であるかなというふうに考えております。

最後に、市としてのD Xやスマート農業への取組方針でございますけれども、市としては第七次総合計画において農産物の生産コスト低減及び品質向上による競争力の強化というのを掲げておりまして、D Xやスマート農業への取組はまさにこれに該当するものと考えております。

これまでも、例えば嘉瀬ノ浦ではデジタル技術を活用した放牧、タブレットによる飼養管理などを行ってまいりました。また、平成31年にはアスパラガスの自動収穫ロボットの開発を手がけますinaho株式会社との進出協定の締結などを行ってきておりまして、今後もこうした先進技術につきましては、その効果を実証し、積極的な導入を支援してまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

中村ゼロカーボンシティ推進課長。

○ゼロカーボンシティ推進課長（中村祐介君）

私のほうからは広域連携S D G s モデル事業を太良町と共同で行うことになった理由についてお答えいたします。

この広域連携事業は鹿島市から提案をいたしまして、鹿島市と太良町の首長同士が合意し、今回の実施につながっております。

太良町とは、昔から鹿島市と藤津郡として人的なつながりが深い地域でございまして、両市町とも有明海及び多良岳など、同じ自然環境を共有しております。その豊富な自然環境から生み出される第1次産業が基幹産業でございます。しかし、両市町とも1次産業の活性化という同じ課題も抱えておりまして、単独では解決できない有明海の再生やイノシシ被害の軽減など、様々な課題を両市町が連携して取り組むことで、少しでも解決できる道筋ができるのではないかとこのように考えております。

また、第1次産業を基盤といたしまして、鹿島市では全国でも有名な酒作りが行われており、祐徳稲荷神社や肥前浜宿などの魅力的な観光地がございます。一方、太良町ではミカン

や豚肉等をはじめ、カニやカキなどたくさんの魅力的な特産品がございます。これらの強みが合わさることで、両市町とも交流人口を呼び込み、第1次産業を活性化できるメリットがあるというふうに考えております。

これから様々な分野で太良町と連携していくことで、いろんな可能性が広がるのではないかとこのように期待をしているところであります。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

15番中村和典議員。

○15番（中村和典君）

ただいま3項目についての総括的な答弁をいただきましたので、これから一問一答で質問を行いたいと思います。

まず、多良岳土地改良区の再編についてでございますが、私は6月定例会において多良岳土地改良区の支援策について質問をいたしました。その後、多良岳土地改良区の理事長より、8月24日に役員、事務局の職員で市長及び佐賀県杵藤農林事務所の所長へ要望書を提出しに行くので同行してもらえないかとの依頼があり、地元の樋口作二議員と一緒に同席をしたところでございます。

要望事項としては4項目あったと思いますが、その内容と、どのような回答をなされたのか、その点についてお伺いをいたします。

○議長（徳村博紀君）

江島農林水産課長。

○農林水産課長（江島裕臣君）

お答えをいたします。

今、議員からありましたように、8月24日に要望に見えられたところでございます。要望の4項目の内容といたしましては、パイロット地区内にありますため池、花取ため池でございますけれども、この水中ポンプの改修がまず1点であります。経過年数が50年たっているということで、いつ故障してもおかしくない状況ということで、このポンプの改修をまず1点目として要望をいただきました。

また、水中ポンプの改修に伴いまして、これを動かします電気制御盤、こちらのほうの改修が2点目でございます。

3点目の要望ですけれども、こちらが、これをやるとなりますと、どうしても受益者負担、地元負担ですね、土地改良区の負担が出てまいりますので、その負担率の軽減についての要望があったところでございます。

4点目につきましては、土地台帳の整理ということで、パイロット外で水を使用される方からも使用料等を徴収されておりますので、正しい農地面積等を把握する必要があるという

ことで、この土地台帳の整理についての要望もあっております。

以上、大きな4つの要望が出されたところでございます。これを受けまして、市としましても回答いたしましたけれども、まず水中ポンプ改修、また電気制御盤、さらにはそれに係る受益者負担の軽減、これはセット物でございますので、まとめた回答ということをしております。

回答の内容といたしましては、これらの要望の実現には、まずは国の事業も使うところがありますので、中・長期的な視野に立った計画を作成することが必要であろうというふうに考えております。

国の事業採択を求めるにいたしましても、先ほど答弁しましたように、設立当初の設備計画で、現在はテラス面積も3分の1にまで減少いたしておりますので、設立当時の設備計画の基、事業採択を求めてもなかなか国のほうも厳しいだろうということで、そのためにもまずは現状に見合った地区の将来像を、将来の計画をしっかりと立てて、これをもって国、県等に事業採択に向けて要望を一緒に行いましょうというような回答をしたところでございます。

また、土地台帳の整理につきましては、農業委員会のほうが所有されております農地台帳の活用が有効と考えておりますので、農業委員会のほうに話を引き継いだところでございます。

○議長（徳村博紀君）

高本農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（高本将行君）

農業委員会のほうからは、4番目の要望ということで、地区外の土地台帳の整理について説明を申し上げたいと思います。

土地改良区のほうからは、多良岳土地改良区以外の畑の農地の営農面積を整理したいということで申出があっているところでございます。農業委員会といたしましては、現在、農地台帳システムというシステムを運用いたしまして、市内の農地の情報を持っているところでございます。今回、このような申出がございましたところでございますけれども、この台帳システムのデータというのは個人情報の取扱いとなります。しかしながら、農地法の施行規則の中には、土地改良区からの要望に関しては農業委員会が保有するデータについては、一部は提供できるというような条文もございますので、その辺りの2つの法令をきちんと整理しながら、土地改良区の要望に対応をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

15番中村和典議員。

○15番（中村和典君）

今、農林水産課長から答弁いただきましたが、内容を一つ一つ見ておりますと、ずっと50

年間の累積によって年々状況が厳しさを増しているという感じがいたしました。それで、今までの土地改良区の役員さん方の努力も相当あったかと思いますが、なかなか受益者を100%に近い説得、あるいは同意、この辺が非常に困難であったということを知っております。裏を返せば、一つの事業を起こせば、それなりの受益者負担が生じると、しかし、パイロット地区の農地を利用した収益性から考えると、なかなか生産性が伴っていないというふうな現実があったんですね。それで、今、課長がおっしゃられるように、農地としても3分の1程度まで減少していると。しかし、水、あるいは電気設備、もろもろの施設については面積が幾らになろうと、稼働しないことには利用ができないわけですね。そういったことで、新しい理事長になられましてから、水の利用に特に力点を置かれて、いろいろな角度から今研さんをされております。そういったことで、今回の要望書に至ったということで、私も承っております。

それで、もう一つお尋ねしたいと思いますが、こういった裏づけの下に、かなり一つ一つ難しい課題もあるかと思いますが、今回は土地改良区の理事をはじめとして、役員一同が本当に危機感を持って動いておられます。これが今までの状況と大きく変化しているところじゃないかというふうに私も感じ取っております。それで、今後、鹿島市としてどのような支援策を講じていただくのか、この辺の考えがあればお伺いしたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

江島農林水産課長。

○農林水産課長（江島裕臣君）

お答えをいたします。

まず申し上げましたように、テラス面積も3分の1にまで減っている中で、これまでどおりの水利施設、ため池、ポンプ等々、これらを維持管理していくのは非常に困難であろうというふうに考えておるところであります。

冒頭申しましたように、この施設の統廃合等を含めた中・長期的な視点に立った将来像、将来ビジョンを描き、それをもって国にも要望に行く必要があるかというふうに考えております。

ただ、この将来ビジョンを土地改良区の役員だけでつくってくださいというのもかなり困難な話であろうと思いますので、そこには市のほうも入っていきまして、また先ほどの土地台帳等の話もありますけれども、農業委員会等と我々行政のほうも一緒になって将来像、将来ビジョンの策定に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（徳村博紀君）

15番中村和典議員。

○15番（中村和典君）

先般、杵藤農林事務所の副所長とこういった話をしている中で、多良岳土地改良区に限ら

ず、佐賀県内においてもこういった課題を抱えている土地改良区は数え切れないくらいありますよということを聞いて、ちょっと息をついたわけでございます。しかし、よそはよそとして、いい取組の事例等がないんですかという話の中で、これは新聞でも取り上げていただいておりますが、同じ果樹産地である多久市の天ヶ瀬地区、ここでは県の御支援を仰ぎながら、既に再編に向けた取組が始められております。具体的な内容については、今日は割愛をいたしますが、多良岳土地改良区においても全く同じような再編の手続が必要な時期に来ているということも私も確信したわけでございます。

それと、先ほどから申し上げておりますように、今が絶好の機会というふうに捉えているわけでございます。そういったことから、市として土地改良区の役員、あるいは受益者の方々と早期に話合いの場や、あるいは協議の場をつくっていただきたいと思っておりますが、この考えについての見解をお伺いしたいと思っております。

○議長（徳村博紀君）

江島農林水産課長。

○農林水産課長（江島裕臣君）

お答えいたします。

議員おっしゃいましたように、そのような協議の場は今後必要になってくるだろうというふうに考えておまして、この要望をいただきました後、私どもも県の農林事務所のほうに出向きまして、所長以下、担当の方と話をしたところでございます。その中で、県のほうも積極的に参画していきたいということで、協議の場をつくりましょうということになりました。現状で申しますと、9月22日にまず準備委員会というのを土地改良区、市、県のほうで担当レベルで準備委員会を開きまして、この協議の場、名前が多良岳地区活性化再興検討会という会でありますけれども、これを立ち上げるということを確認しまして、事務局につきましては、私ども市の農林水産課が事務局となって、今後、話合いを進めていくという確認をいたしております。

また、今月10月中に1回目の正式な会合を持つことにいたしておまして、今後、この協議の場の中で将来ビジョン等についても、県も含めて三者で話合いをしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

15番中村和典議員。

○15番（中村和典君）

早速そういった協議をして、体制をつくっていただくことに対して感謝を申し上げます。先ほど申し上げておりますように、今までもなかなか県との協議についても、口頭での話合いだけではなかなか進展しないという現実があったわけでございます。それで、私もいろん

な話の中で、鹿島市として具体的な計画があるんですかという話も言われたことがあります。それを多良岳土地改良区の事務局に伝えますと、なかなか困難だと、長い歴史はありますけど、老朽化した施設の改善というのには多額の費用がかさむわけですね。それをストレートに受益者に多額の受益者負担金を求めることについては、非常に過酷であるというふうな話も聞いておりました。

それで、今日改めて思ったわけですが、前の樋口市長が県の出先機関の杵藤農林事務所については、鹿島市に置かにかんということ力を説かれておりました。まさに副市長も県のほうからお見えでございますが、それをずっと以前から、やっぱり鹿島市に県の出先機関があることによって、こういった局面の展開においていろんな温かいアドバイスをいただける、立ち上がり早いといいますか、そういった連携が取れるということについて、私も非常に評価をいたしております。この場を借りてお礼を申し上げたいと思います。

それでは、そういった協議の場ができたということでございますので、この再興検討会が今後順調に回転することをお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

総括でも新しい取組として第1次産業におけるSDGs、あるいは脱炭素化等の取組について答弁をいただいたわけでございますが、初めに私がお尋ねをしたいのは、農業、林業、水産業の分野での取組について特化して質問をいたしたいと思います。

市長は9月定例会の提案理由説明の中で、第七次総合計画の基本構想及び基本計画の変更について、緊急的かつ優先的に取り組まなければならない行政課題としてDXの普及推進や鹿島らしい脱炭素社会の実現等に取り組むことで、誰一人取り残さない地域社会の構築を図り、みんなが住みやすく、暮らしやすいまちづくりを推進したいと申されました。また、今回採択を受けた広域連携SDGsモデル事業では、太良町と様々な分野で連携し、持続可能なまちづくりを進めて、脱炭素につながる事業や交流人口、関係人口の増加につながる事業、SDGsの普及啓発などに取り組んでいきたいと重ねて申されております。

そこで、農業、林業、水産業分野での取組について、産業部長としてどのようなコンセプトを持っておられるのか、この点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

山崎産業部長。

○産業部長（山崎公和君）

私のほうからは農業、林業、水産業分野でのSDGs・脱炭素化の取組について、市としてどういった取組について考え方を持っているかということでの答えをいたしたいと思います。

SDGsとか脱炭素化、ゼロカーボンなんですけれども、この取組はもともと地球規模であらゆる分野にまたがっていて、また時間的にも将来を見据えた長期的な視点での取組と

なっておりますので、具体的な話というよりも、大局的な話になってしまいますけれども、まずそもそもSDGsとかゼロカーボンに取り組む前提と申しますか、取り組む必要性の理由について、主な理由から説明をさせていただきたいと思っております。

1つは、自然環境の破壊が進む中での生物多様性の損失とか気候変動がある中で、持続可能な開発と環境負荷の低減などの環境問題の解決の緊急性があること、さらに化石燃料の依存などによる資源枯渇のリスクとか、気候変動の影響ということでゼロカーボン社会への移行や再生可能エネルギー、それからエコ技術の開発の促進などの経済の持続可能性が求められていること、そして貧困や飢餓、健康や教育などの社会問題の解決の必要性などが挙げられております。

こういった課題に対応するために国際社会は共同でSDGsとかゼロカーボンへの取組を進めていくこととしており、これについては一般市民、それから企業もそれぞれの立場で対策を求めて行っていくことが必要となっているところです。世の中全体の動きがこのSDGsとか脱炭素、ゼロカーボン化へシフトしてきているという中で、必然的に日々の生活、産業面での対応も必要になってきているというふうな状況だと思います。

鹿島市としても、いち早くゼロカーボンシティ宣言とかSDGs未来都市として、このような取組を進めていくこととしておられるところでございます。ただ、こういったものは一気に解決することではなくて、やはり一人一人、また企業などについても日々の日常生活や経済活動の中で地道に取り組んでいくことが必要だと思います。

そういった中で、議員がお尋ねの1次産業、農業、林業、漁業それぞれの中でも関わり方というか、関係性がそれぞれ特徴があるということで、特に林業においては、森林の適正な管理と伐採、植樹などを持続的に繰り返すことが二酸化炭素の吸収効果を引き出せることになるということで、こういった取組はしっかりとやっていかなければならないと思っております。

漁業においても、特にこの地域においてはノリ養殖がありますけれども、ノリについても生育の段階での光合成による二酸化炭素吸収の効果があるということで、こういった漁業の持続発展というところもしっかりと取り組む、それに合わせて有明海の再生も直接的な取組として必要だと思います。

一方、農業については、また若干関わり方が違うというか、農業の生産活動そのものが環境に直接影響を与える行為、原因になっているということもあり、また反面、気候変動などの影響を直接受ける立場ということでもあります。そういったことで、農業生産活動そのものが持続可能に行われることが大事ということではございます。

そういったことを踏まえて、1次産業におけるSDGsやゼロカーボン化の将来的な姿の一つの例ということで申しますと、再生可能エネルギーの活用、太陽光発電であったりとか木質ペレット、またバイオガスの発電などの活用による化石燃料の使用削減の取組、それから有機農業の推進、化学肥料とか農薬を使わない自然との共生や土壌の保全及び生物多様

性の保護につながるような農業の取組、それから再生可能資源の活用ということで、木材などの資源を有効活用、森林の適切な管理による二酸化炭素の吸収というような形、それから漁業についても、水産資源の持続可能な漁業の取組というところ、こういったことが必要だと思います。こういったことについては、DXの活用だったりとか、農業においてはスマート農業と言われるような、こういった先進技術を取り組みながら、効果的な取組として進めていく必要があると考えております。

こういった取組は一例として挙げておりますけれども、この取組は生産現場、1次産業の現場だけで進んでいくものではなくて、当然それに関わる関係者の存在として技術とかソフト、ツールの提供者である産業とか企業、それから、こういった方向へ施策を進める国であったりとか自治体の関係、それから、当然それを享受する消費者だったりとか市民、そういった関係性がそれぞれ作用してくる、こういったものが一体的に作用しながら、徐々にこういった取組が進化をしていくものだと考えております。

先ほども申しましたように、世の中は確実にSDGsとかゼロカーボンの動きのほうにシフトしております、鹿島市の1次産業もこれに遅れることなく、しっかりとそちらのほうへ向かっていくことが大事だと思っております。

そういった中で、鹿島市の取組の基本的な考え方ということですが、やはり一番は1次産業に従事する関係者の方が持続可能で将来にわたってしっかりと利益を享受できるような取組が必要だと考えております。まず、今の段階でいけば、そういった関係者の方にSDGs、ゼロカーボン、また農業DXに取り組む意義や必要性をしっかりと周知していくようなところが必要だと考えております。その中で、今の時点でできるような、コスト面も含めまして、手の届く範囲での取組から始めていくことが大事だと思います。

それから、今後、技術とかいろんな社会情勢の中で、いろんな情勢、環境が整っていく中で、その時点その時点で遅れることなく、そういった取組に関係者が取組をさらに進めていけるような環境づくりなり支援というところをやっていくことが大事だと思います。

そういったことで、取組を拡大していくことが大事だと考えております。特にこういった取組の中で1次産業関係者の方が市の取組としてSDGs、ゼロカーボン、農業DXなどを進める中で、世の中の動きに遅れることなく、適切にそういったことを取り組めること、それを付加価値として、メリットとして優位に享受できるような形で市としても対応していきたいということを考えております。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

15番中村和典議員。

○15番（中村和典君）

今、部長の答弁を聞いておりますと、非常に立派なコンセプトを持っておられます。それ

で、私も今回の質問に当たって、第1次産業分野におけるSDGs、脱炭素、あるいはDXの取組について、久しぶりに本当真剣になっているいろんな本を見たり、ネットを見たりして勉強してみました。しかし、リンクといいますか、どこでどういうふうにかような大きな目標が繋がればいいのか、ここが非常に難しいんですね。個々の取組については、確かに理解できます。しかし、最終的にカーボンニュートラル、そういった形に何と何がリンクすればそういうふうになるんだろうかということが、まだ私自身も理解できておりません。

それで、今、部長の考え方を聞いたわけでございますが、私は私なりに第1次産業分野における鹿島市の考え方、それから、これからの取組、それから、原点にあるのは農業も林業も漁業も消費者あつての産業でありますので、鹿島市としてそこら辺をきちっと押さえながらの基本的な方向性を示した計画書、もしくは小学生が手に取っても分かるような手引、あるいは参考書、そういったものの作成取組について、部長として前向きな考えがあるのかどうか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

山崎産業部長。

○産業部長（山崎公和君）

お答えいたします。

議員が言われますSDGs、脱炭素の取組についての鹿島市としての計画、そういったものについて作成する考えはあるかということでございます。

正直、私のほうも議員が言いますように、SDGsとかゼロカーボンの明確な関連性とかいろんな面での作用についてというのを十分理解できていない部分がありますけれども、言われますように、まずは市民、それから1次産業者に対して、そういったところをしっかりと分かりやすく伝えていく必要があると思います。そういったふうに促していくためのツールというか、示しをする形で、そういったものがあれば非常に有効だと考えますので、そこは勉強させていただきたいと思っております。

○議長（徳村博紀君）

15番中村和典議員。

○15番（中村和典君）

今、部長からも答弁をいただいたわけでございますが、重ねて市長にもお願いをしたいと思っておりますが、鹿島市が市民を挙げてこういった新しい取組を展開するときに、私たちの目線というのは大人中心に行ってしまうんですね。しかし、鹿島の取り巻く状況を見ておきますと、少子化、人口減少、高齢化、この表裏を考えますと、結局、魅力がある鹿島市であれば、人口も減ることはないと思います。あるいは、若い人たちが残って、いろんな産業に従事しながら頑張ってくれると期待をいたしております。

それから、私が最終的に夢を描いているのは、この鹿島市が1次産業のモデル基地として

全国から、あるいは世界から注目される期待もあるかと思えます。そういったものを含めて、市長のほうも今後SDGs、あるいはカーボンニュートラル、DX、行政の中では議論されていると思いますが、幅広い市民の方々がどういうものから取り組んでいいのか、私たち議員自身も、私も今回初めていろいろひもといてみて、その点を反省いたしております。先ほど申し上げますように、一つ一つの言葉、あるいは目的、これは理解できます。しかし、これがグローバルといいますか、全てをつなぎ合わせて、こういうふうな体系をつくっていくことについては、全くまだ理解ができておりません。そういったことで、先ほど言いますように、子供から大人まで、鹿島市が取り組んでいる、特に私のお願いは第1次産業分野での取組について、分かりやすい手引をぜひつくっていただきたいと思えます。これはお願いで結構です。

それでは、次の質問に移りたいと思えます。

先ほど太良町との連携事業について答弁もあったわけですが、この中で一つ私が気になっているのが、鹿島市独自の取組について少し力が欠けているんじゃないかというふうな感じがしたわけですが、その点について質問いたします。

今回の脱炭素の取組については、太良町の町有林1,500ヘクタールが主人公になっていますが、鹿島市独自の取組について、最初の項目で質問しました多良岳地区の再編対策に絡めて荒廃園を林地化、いわゆる山に戻して脱炭素の拠点に衣替えをできないかという私の提案であります。多良岳パイロット地区は国営事業で造成された集団的な優良農地ということで、第1種農地の指定もされております。そういったことから、これまで山林を含めた転用というのができなかったわけですが、これは樋口市長のときにも、私も大分お願いをしてみましたが、農地法の縛りがあるってどうしてもできないと、国の法律が変わらない限りできないというふうな強いことも聞いております。しかし、脱炭素に向けて、鹿島市が取り組んでいくわけでありますので、この多良岳土地改良区の荒廃地をこれからどういうふうにご利用するのか、あるいは転換していくのか、この点が鹿島市にとっても、多良岳土地改良区にとっても千載一遇のチャンスではないかと思う次第であります。

先ほど申し上げましたように、農地の転用については、国の決まりがあって、かなり難しいわけですが、農地法の転用の取扱いについては農水省の所管であります。それから、鹿島市が取り組んでいこうとする脱炭素の推進役は環境省ということで、両省庁にまたがるハードルが目の前にあります。先ほどから課長のほうからも説明があつておりましたように、この国営の多良岳地区については、もう40年以上、やがて半世紀が経過するわけですが、そういったことから、多良岳地区の再編のためには、この農水省と環境省の高いハードルをクリアしなければならないということを考えております。そのためには市長自らが両省庁との協議の場が必要であるというふうに考えております。また、その協議の場に臨むためには、県や国と協議する、これが前提であります。そのためには鹿島市としての再編計画の

策定が必須であります。これは農業サイドの今後の在り方、もう一つは環境の在り方、この2つがこれからどこでどういうふうにマッチングするのか、この点が大きな目標になるかと思えます。この提案に対し、市長御自身がどのように受け止めておられるのか。今回、私が初めてこういった提案をするわけでございますが、市長御自身のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

今回、中村議員のほうからは、多良岳土地改良区の今の現状を踏まえて、今後どうしていくのかということでの質問だというふうに思います。

さっき話されたように、もう50年以上たって、多良岳土地改良区の状況はかなり変わってきました。8月に私も要望書を受けて、実情についていろいろお伺いし、要望の内容についてもお聞きをいたしたところでございます。こちらのほうから答弁しましたように、じゃ、今後どうしていくのかということでございますので、やはり多良岳土地改良区だけで解決する問題ではございません。いろんな協議の場を設けながら、一緒にどうしていくのかということを考えていかなければいけないと私も思っております。

そういうことで、今回要望を受けて、いち早くそういうふうな協議会を立ち上げて、今後どういうふうにしていくのかという話を進めるというふうな段取りになっております。今おっしゃったように、いろんな規制が今までかかってきてなかなかできなかったということでございます。農水省は農水省の考え、あと環境省は環境省の考えがあつての今までの進め方だと思います。ただ、さっきおっしゃったように、環境省も環境問題、今のままでは立ち行かなくなるということで、SDGs、持続可能な社会をつくっていかなければいけないということで話をされておりますので、さっきおっしゃったような考え方でいけば、いい機会ではないかというふうに思います。まず、我々は、じゃ、地元がどうするのかという協議をしっかりとやっていった上で、農水省でできること、あるいは環境省にお願いしなければならないこと、そして、さっきおっしゃったように、両方にまたがってお願いできること、その整理をしながら、鹿島市も昨年度からゼロカーボンでSDGsの取組に取り組んでおります。走りながらという感じにはなろうかと思いますが、そこも踏まえて、我々もさっきおっしゃったように、いろんな知恵を借りながら、農水省、あるいは環境省のほうに、今こういう鹿島市の状況ですので、ぜひお願いしますということを積極的に今からお願いしていきたいというふうに思います。ただ、さっき申しましたように、地元がこれからどういうふうにしていきたいのかというビジョンをしっかりと持っておかないと、向こうに行ってもなかなか聞いてもらえないと思います。そういう意味で、今回協議会を立ち上げて、これから地元がどうしていくのかという話し合いを詰めていくということですので、我々もそれにしっかりと関

わりながら、国や県にいろんな要望、できるところをやっていきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

15番中村和典議員。

○15番（中村和典君）

市長、本当に一生懸命頑張ってくださいことを期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

この件に関して、私は非常に今、学習をすればするほど、いろんなギャップといいますか、鹿島市が今まで何で手がけてこなかったのか、ここに力を入れてこなかったのかというふうな現実もあらわに出てまいっております。

それで、副市長にお尋ねをしたいと思いますが、今私たちがやり取りをいたしました環境の問題と農水省の規制、こういったものを打破するためには、今の国のいろんな環境の動き、それから農水省のこれまでの規制、この辺についてどちらが有利なのか、あるいはこういったものをどちらから打破すべきなのか、この辺についてのコメントがあればよろしくお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

鳥飼副市長。

○副市長（鳥飼広敬君）

今のどちらから打破すればよいかという質問ですけど、どちらからということよりも、さっき市長がおっしゃったように、やはり地元がどう考えているか、どう考えていくかというしっかりしたものがないと、多分変えてくれと言っても動かないと思いますので、そこは具体的な地元がどう考えるか、私たちがどう考えるかということが大事かと考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

15番中村和典議員。

○15番（中村和典君）

私が今回提案しました多良岳地区の再編に伴うこれからの動きでございますが、今、副市長からもコメントいただきましたように、なかなか今までこういった地元の機運、あるいは受益者の前向きな姿勢、こういったものがなかったわけでございますので、これから農林水産課、農業委員会、あるいはゼロカーボンシティ推進課、こういったものが一体となって、鹿島の何を目指すべきなのか、ここの中枢をきちっと捉えておかないと、本当に何回も皆さんも言われますように、絵に描いた構想で、10年後、総括をせにやいかんというふうな事態になる可能性もございますので、ぜひそういった取組について強化をお願いしたいと思います。

それでは、最後の質問に入りたいと思いますが、総括質問の中で、農業分野におけるDXの取組について質問いたしました。この前、農水省のホームページを見ても、国が考えている農業DX構想がどういうふうな視点を持っているのかということで見えておきますと、目的はデジタル技術を現場に実装することで、データを活用した生産効率の高い営農を実行しつつ、消費者需要をデータで捉え、消費者価格を実感できるような形で農産物や食品を提供する農業への変革の実現を目的とするというふうなうたっていました。

それで、最初、農林水産課長からの答弁をいただきましたが、現に鹿島市の中でドローンとかを使ったスマート農業、あるいはDXの取組、幾らかは始まっているかと思っておりますので、この辺の事例についてお伺いをしたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

江島農林水産課長。

○農林水産課長（江島裕臣君）

お答えをいたします。

鹿島のほうでもスマート農業に向けたプロジェクトというのは現在スタートしたところがございます。一例を紹介させていただきますけれども、これも太良町との連携というような形にはなってくるかと思っておりますが、鹿島市と太良町、JA、この三者で組織をしております、多良岳オレンジ海道を活かす会がございます。ここが事業主体となりまして、国のスマート農業に対する実証プロジェクト事業、中山間ルネッサンス推進事業と申しまして、今、通称デジ活と呼ばれている事業でありますけれども、これの事業申請を行いましたところ、今年に入りまして事業の採択を受けたところでございます。3年間の事業計画でありまして、その事業を現在開始したところでございます。

具体的には、ミカンのドローンによる防除の実証実験でございます。水田ではドローン防除が進んできましたけれども、ミカン、果樹は山間部が多くて、ドローンを飛ばしても墜落の危険性が高いなど、操作の困難さでありますとか、また、むらなく散布できるのかとか、人員とか時間が面積に対してどのくらい必要なのか、こういったことのデータがございませんでしたので、今回、この実証事業でこうしたデータを収集していきたいと同時に、オペレーターの育成も図っていきたいということを考えております。これがしっかり実証されてマニュアル化すれば、ミカンの防除という、かなり労力の負担となっていた部分を大幅に軽減できるものと考えております。

また、この事業は3年間でございまして、今後はラジコン草刈り機の導入でありますとか、水田の水管理システム等の実証にも取り組むことといたしております。このような取組を現在進めておるところでございます。

○議長（徳村博紀君）

15番中村和典議員。

○15番（中村和典君）

ありがとうございました。このDXの取組については、いろいろ専門書を見ておられますと、農業分野が一番期待性があるというふうにはほとんどの本に書いてあるわけですね。しかし、なかなかまだ全体的な経済界との釣合いからいくと、遅れているというふうな見方もいたしております。特に畜産とか酪農、ああいったものについては牛1頭、豚1頭、鶏1羽という形でそれぞれ個体管理の必要がありますので、こういったDX、あるいはITを使って飼養管理の動きが全国的に始まっているようでございます。そういったものをいろいろ鹿島市も参考にしながら、今後の取組に期待をいたしたいと思っております。

それでは、時間も大分経過をいたしましたので、最後にいたしたいと思っておりますが、今回の質問に当たっては、冒頭も申し上げておりますように、横文字ばかりでかなり苦労しました。それからもう一つ、私が今感じていることは、松尾市政になって新規の取組がめじろ押しに出てまいっております。

一方、私たちの議会の状況を見ておられますと、6月の定例会においては、議長を除く全員が一般質問をなされております。今回9月定例会においても、1名の減で14名が一般質問をしていただくということで、かなり議会も活気が帯びてきております。こういう状況は過去にはほとんどなかったかというふうに感じております。

私ごとでございますが、今回私が提案しました多良岳地区の再編対策、これは何としても時間がかかっても実現してもらいたいという願いは変わりません。1つは、いろいろ環境問題、脱炭素に取り組む中で、鹿島市はこれまで海の森とかラムサールとか、有明海を再生させるために30年以上、環境運動に取り組んできた大きな実績を持っております。そういう礎がありますので、これから先、多良岳の問題についても必ず再生の道は開けてくるんじゃないかということで大きな期待もいたしているわけでございます。

そして、鹿島市がSDGs、脱炭素、DXの取組によって近い将来、ゼロカーボンシティになることを祈念申し上げまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（徳村博紀君）

以上で15番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。11時25分から再開します。

午前11時14分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（徳村博紀君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、11号角田一美議員。

ここで申し上げます。角田一美議員の一般質問で議場モニター映像の使用を許可します。

○11番（角田一美君）

皆さんこんにちは。11番議員の角田一美です。通告に従いまして一般質問を行います。

今回の質問は、大きな項目として2項目掲げさせていただいております。

1項目めに耕作放棄地対策について、2項目めに空き家対策についてであります。

1項目めの耕作放棄地対策については、1番目に、イノシシの駆除対策の強化について質問します。2番目に、農地流動化による果樹団地の造成について、3番目に、農村公園、家庭菜園等への取組について。

2項目めの空き家対策については、最初に、空き家の現状とこれまでの取組状況について、次に、空き家対策上の問題点、課題点について、3番目に、今後の取組方針について質問します。

各項目の1番目について最初に総括して質問いたしますので、答弁をお願いし、2番目以降については一問一答方式で進めさせていただきます。

最初に、1項目めの耕作放棄地の解消策についてであります。

イノシシによる被害対策については、イノシシ被害が毎年増加していることを、さきの6月議会の一般質問でも伊東議員や私のほうから質問させていただきました。能古見地区、古枝地区、七浦地区の山間部においては非常に被害が多くて、農家にとって大変深刻な状況であります。農家が自衛のためにワイヤメッシュや電気牧柵等を設置しておりますが、この設置費については6月議会の答弁で、必要に応じた補正予算対応等をするということで安心をいただきました。

また、個人の防衛にも限界があるということで、最近は集団防衛を各集落で設置をお願いして推進しながら、集団での防衛にも力を入れていただいております。これについても各集落は大変喜んでいただいております。

しかしながら、イノシシのすみかとなっております耕作放棄地は年々増加をいたしてございまして、耕作放棄地が増大し続けてございまして、猟友会の会員によって年間800頭から1,000頭、昨年は1,000頭を超えて捕獲していただいておりますけれども、イノシシは減っていないような状況であります。昔は夜行性動物で夜間に動いておりましたけれども、最近は、夜行性動物じゃないですけど、人がいないところは日中でも歩いてございまして、私もよく畑作辺りを朝夕の散歩で登りますけれども、1週間に二、三回遭遇します。親子連れの、子供のイノシシ4匹を連れて、6匹でいたりですね、そういったことがしょっちゅうあります。非常に最近は増えました。私は慣れておりますからそう怖くないんですけども、初めて会った方はびっくりされると思います。これはびっくりすると、猪突猛進で人に襲いかかってきます。これは知らんぷりして、死んだふりしておれば逃げますので。

そういった形で、本来山におるべきイノシシが里山に来てございまして、里山全体が耕作放棄地で、一帯がイノシシのすみか。それはそれでいいんですけども、それを越えて現在は地域の集落に近づいて、住居の庭先に被害が出ております。それと、溝、農業用水路、農

道が掘り返されて側溝が埋まり、今年度は大雨がなかったからそう被害はないんですけども、のり面はあちらこちらで掘り起こして、市道の上のほうには大きな石がかまっております。一たび大雨が降れば、道路の崩壊とか水路の崩壊、そういった非常に危険をはらんでおります。

そういった形で、収穫を間近に控えた時期に来ておりますけれども、収穫間際になって、あしたぐらいに収穫しようかなというときに一気にやられると。そういった形で、農家の方は農作物を作る生産意欲の形を大変なくされてきています。高齢に従って農業を辞める、そういう状況です。

だから、これまでの個々の電柵、ワイヤメッシュ柵での防護だけでは限界があります。猟友会の捕獲、電気柵以外の箱わなを猟友会で設置していただいて、至るところに増やしていただいておりますけれども、イノシシの学習能力が向上して、ほとんど入っておりません。

そういう状況で、非常に皆さん、農家の方ですね、専業農家からは非常に——政府は地方創生、地方創生、いわゆる地方を元気にするという施策を多く打ち出して、関係の市町も地方創生に取り組む施策をしていますけれども、逆に地方が崩壊している、農家の方から厳しい声が上がっております。

特に私が今日示します一帯の裾野には、能古見では里山の周囲には、筒口南側、大殿分、大木庭、三河内、貝瀬、土穴、本城といった大集落が山裾に点在しております。その周辺には、能古見の一番下には能古見小学校とか能古見保育園、あるいは耕作放棄地のど真ん中に障害者施設があります。そういったところでも、通勤の方も夜間のそういったイノシシに非常におびえておられます。

そういったことで、まず最初に、イノシシ対策の強化について、イノシシの生息を減らすまでに猟友会は一生懸命頑張っていただいておりますけれども、なっていないので、最近スマート農業の進展とともに、ドローンとかICTを活用した新たなイノシシ対策に取り組んでいる先進地が広島県とか福島県でもあります。赤外線カメラを搭載したドローンを飛ばして、イノシシの居場所や夜間の行動性、昼間の行動性を正確に把握して追い払ったり、あるいは効果的な防除、捕獲につなげる取組がなされております。

そういった形で、行政、地域、それから、猟友会が協働して情報共有して最新技術を活用したイノシシ駆除対策に早急に取り組んでもらいたいと考えておりますが、これについて取り組む考えはあるかどうか、第1点に答弁をお願いします。

次に、空き家対策についてですけれども、高齢化が進行いたしております。建物の所有者の死亡とか、あるいは高齢者の方の高齢施設への入所、あるいは病院への長期入院等で、建物を管理する所有者不在という長期不在の家が非常に増えてきております。市街地、農村部問わず、多く目立つようになってまいりました。多くの空き家が管理不十分のために、老朽化して倒壊の危険性とか、あるいは防災、防犯、衛生、景観の悪化と様々な問題が出てお

りまして、地域住民の生活に深刻な影響を及ぼしてきております。

鹿島市では平成25年4月に鹿島市空き家等の適正管理に関する条例を制定し、これまでの対策に取り組んでこられました。

また、国においても平成26年11月に空家等対策の推進に関する特別措置法が公布され、管理できずに放置されて倒壊などのおそれがある空き家を特定空家として、行政が私有財産である空き家を強制的に撤去できる仕組みがつけられました。地域住民からの苦情、相談に十分応え得るものとしてその対策に期待をしてきたところですが、しかしながら、鹿島市内においても住民から苦情、相談を受けて6年を経過しても、いまだ何ら解決できていないものがあります。空き家は人口減少とともに、今後もさらに増えてまいります。市民の安全・安心を確保するためには、これまでの課題を整理して解決しながら、今後新たな問題が増加しないような空き家の適正管理指導を徹底し、空き家対策に万全を期す必要があります。

そういったことで、鹿島市では平成25年に制定した適正管理に関する条例を全部廃止して、昨年4月に鹿島市空家等の適正管理及び活用の促進に関する条例を新たに制定、施行するとともに、空き家の実態調査をなされ、それを基に、今年4月に鹿島市空家等対策計画を制定されて、特定空家等の認定や対応、こういったものを協議するために鹿島市空家等対策協議会を設置するなど、国の空き家対策に対する施策の強化に対応していくこととされています。

空き家対策の推進は行政だけでできるものではないと思っております。行政、市民、事業者等が連携して多面的に各種施策の取組を推し進めていくことが重要であります。

そこで、まず最初に、鹿島の空き家の現状がどうなっているのか、また、これまでの取組をどういうふうに行ってきたか、この点について最初に質問します。

この総括質問の答弁の後、それぞれ一問一答で進めさせていただきます。答弁をよろしくお願いします。

○議長（徳村博紀君）

執行部の答弁を求めます。江島農林水産課長。

○農林水産課長（江島裕臣君）

私のほうからは1項目めのイノシシ駆除対策の強化について申し上げます。

イノシシの捕獲頭数でございますけれども、昨年度は県内でも過去最高として、鹿島市内だけではなく県内全域でイノシシが増加傾向でございます。

鳥獣被害対策については様々な課題があるわけでございますが、中でも捕獲従事者の高齢化や従事者の減少もその中の一つでございます。今年度は8月に鹿島市で狩猟免許の試験を実施していただきまして、生産組合長会などを通じまして積極的な受験をお願いしたところでございます。その結果、鹿島市から4名の方が新たに取得をされたというような情報も入っております。

また、電気牧柵等の自衛のための資機材購入につきましては、昨年度は27件、1,960千円

の補助で、上限に対しストップとなった経緯がございますが、本年度は予算も増額しまして、8月末の段階で昨年度を大きく超えて、76件、3,000千円の補助を行っているところでございます。さらにこれに加えまして、今期定例会9月補正にて、SDGsモデル事業として新たに1,500千円を鳥獣害対策として追加いたしまして対策の強化を図っているところでございます。

このように、昨年にも増して対策を強化している状況ではございますけれども、いちごっこの状態は続いておりまして、イノシシ被害の抜本的な対策には至っていないという現状でございます。

担当課といたしましては、現在新たな資機材等々の発売もされておりました、いろいろなものが出てきております。これらの有効性でありますとか、議員からもありましたように、デジタル技術の活用も含めて、こうしたイノシシ駆除に対する有効性を実証するため、これを来年度から取り組む方向で現在その準備を進めている状況でございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

山浦建設環境部長。

○建設環境部長（山浦康則君）

私のほうからは空き家対策についてお答えしたいと思います。

空き家の現在の状況ですけれども、令和4年度に外観調査等による市全体の空き家の実態調査を行いました。調査方法は、公道から目視による調査を実施しまして、現地調査情報を基準に照らし調査を行いました。

また、空き家の不良度判定として、調査項目ごと点数を設け、合計点数によりランク分けの調査を行いました。AからDランクの4個に分けましたけれども、まずAランク、管理に特段問題なく現状のまま利用可能なものが354件、Bランク、管理は行き届いていないが、比較的小規模な修繕で利用可能なものが287件、Cランク、倒壊の可能性はないが、現状のまま利用は困難な建物が80件、Dランク、倒壊の可能性があるなど、現状のままの利用は不可能な建物が54件として、区分して調査を行いました。結果、鹿島市総世帯数1万46戸に対しまして空き家件数775件、空き家率7.7%となっております。

また、参考になりますが、これまで空き家の実態調査につきましては、平成24年9月に市内囑託員の皆様の協力を得まして、危険な状態、管理不全な状態の空き家調査を行ってきたところです。結果、管理不全空き家が81件のうち、危険空き家が26件となっております。

そしてまた、5年前に総務省統計局の住宅・土地統計調査が行われております。ここで空き家調査も行われておりますが、空家等対策特別措置法の空き家の定義とは異なりまして、おおむね3か月以上の住宅として使用されていない住宅やアパート、マンションも含まれております。また、調査地区を抽出して推計した調査となりますので、昨年市が行った空き家

調査等の件数とは違ってまいりますが、これも参考にちょっとお答えしたいと思います。

調査結果につきましては、平成25年、住宅数9,570戸のうち、空き家数1,220戸、空き家率12.7%、平成30年、住宅数1万120戸のうち、空き家数1,460戸、空き家率14.4%と増加傾向にあります。

また、空き家対策の取組につきましては、市民の方から苦情、相談があった場合は、所有者に対して指導、助言を行ってきたところでございます。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

11番角田一美議員。

○11番（角田一美君）

ありがとうございました。

それでは、一問一答で先に進ませていただきます。

イノシシ駆除対策の強化について、防除対策としてワイヤメッシュとか電柵、そういったものに対する補助、前年度27件、1,260千円の補助をされたと。今年度は76件、3,000千円と増額対応していただいたということで、それはそれとして評価をいたします。

それから、新たに9月補正でSDGsモデル事業の取組といったことも一応9月議会の提案でもお聞きをしまして、それは安心しております。また、来年度はデジタルを活用しているような有効性について取り組むということで、それは非常に期待をいたしております。

というのも、守りからよりも、やはり捕獲頭数を増やす以外に解決策はありません。これは樋口市長が市長に就任した当時から、このイノシシ問題というのはあります。当初からイノシシは樋口市長も非常にやる気十分で、いろんな施策を、イノシシにある一定のものを打ち込んで、夜間の行動を把握することを実現できなくてうやむやになってしまっていて、むしろ樋口市長のときよりも現在増加して、耕作放棄地はどんどん——これは鹿島だけが耕作放棄地が増えているわけじゃないわけですから、私が今日言うのは、先ほど中村和典議員から多良岳パイロット事業の樹園地の耕作放棄地の問題、いろんな課題があるわけですが、私が住んでいる能古見地区の、いわゆる住居地区に近い里山、これが能古見地区の唯一の畑作ですね、水田プラスミカン経営をやっておられたんですけども、非常に農業従事者の高齢化で、ミカン価格の低迷とか、そういった形で辞められる方が多い。だから、これは致し方ないんですけども、ただ、そこの地域をそのまま放置しておきますと、住宅街までイノシシが近づいておりますので、非常にイノシシ被害というのが——先日、一昨日やったですか、イノシシ対策の問題がNHKで放送されておりました。イノシシが非常に人に慣れて住宅街が増えて、防護するのにとんでもない状況。全国で昨年でも81名の死傷者が出ているという状況で、これを増やさないためには、従来住んでいた山のほうに押し返す必要があると。そのために、一番住居に近い里山地域の耕作放棄地を何らかの形でなくさにかいかんです。これ

をなくさない限りはイノシシは増え続けて、そこで專業農家でやっている方が両方から耕作放棄地で挟まれて、生産よりもそういった防護対策費として非常に金がかかるということで非常に困っておられるわけですね。

特にそういった面で、ぜひ駆除のほうに徹底していただきたいと思うんですけども、私が言っておりますのは、ちょっと画面上を見ていただきたいんですけども、

〔映像モニターにより質問〕

この能古見は、辻交差点から444号の大木庭を通過して大村に走っています。

それからもう一つ、県道の川内、長野のほうに入っています。挟まれたこの一帯が能古見地区の唯一の畑作です。あとはもうほとんど山が住居まで押し寄せておりますので、畑はありません。川沿いに水田があるぐらいです。だから、こちら辺の一帯には、筒口、大殿とか、若殿分、それから、大木庭、東三河内、西三河内、土穴、貝瀬、本城というような感じの方がここでやっておられるんですけども、このミカン園が、耕作放棄地が、しかも町部のほうから消えて、半分ぐらいは消えかかっております。この中央線には市道と農道が走っておりまして、立派な畑作地帯、ミカン園でありました。

この地帯は、肥前鹿島藩の鍋島の3代藩主が、鹿島藩というのは江戸時代から財政難であったことから、いろんな水利事業を施して、大きな堤、ここは水梨堤を造ったり、大木庭のところには諸干堤の上下の堤を造ったり、また、この水梨堤の上のほうにも、それでも足りないからといって上の水梨堤を造っております。それから、中ほどには花木庭堤、こういったものが1600年から1700年代に多く造られて、山間部の谷間でも水田が造られるように水利事業を、鹿島の側には鹿島鹿城川を造っておられますし、この地区には貝瀬地区からずっと山伝いに、諸干堤の下のほうを通過して西宗寺まで溝を造って、水梨堤に、この水が全部回るように造ります。

そういった形で、ここは江戸時代から鹿島のために物すごく手を入れてこられた地区です。これが現在消滅しようとしています。これが松尾市政のときに消滅したらとんでもないことになりますから、本気でここは取り組んでいただきたいというふうに思っております。

そこで、やり方としては、非常に高齢化が進んで後継者がいない、耕作放棄されるのはやむを得ないと思うんです。そこで、この一帯の農家の意向調査を実施して、農地中間管理事業等を活用して農地集約に取り組んでいただきたい。担い手、やはりこれからやりたいと、あるいは規模拡大を図りたいという方にとっては、農地集積による経営規模拡大が図れるチャンスであるわけですね。ピンチをチャンスに変えていただきたい。

そこで、樹園地の再整備、あるいは新規就農者への支援等を行って、できたらキウイフルーツとかブドウ等の新たな果樹団地を創生して、これは住宅街から近いから、将来そういった観光農園として利用できるように、いわゆるさが園芸888運動の補助事業等を、団地化ができないのかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（徳村博紀君）

江島農林水産課長。

○農林水産課長（江島裕臣君）

答えをいたします。

現在、鹿島市では各農地の将来像を描くということで、地域計画の作成というのに着手をしております。先ほどお示しいただいた地区以外にも、市内全地区での耕作者、また、所有者の方の将来にわたる意向調査と、また、それを受けての将来のビジョンづくりというのに着手いたしておるところでございます。

やはりイノシシを減らすに当たっては、議員おっしゃるとおり、耕作放棄地を解消する、これが一番の手段かというふうに思っております。こうした場合の農地の集積・集約化の取組として、現在、市では園芸団地構想を進めております。また、これに加えて、主要産地でありますミカン、ブドウなどの果樹園芸団地の造成も取組を進めておまして、今年度からは小宮道地区のほうでシャインマスカットの団地の造成が始まったところでもあります。

また、このほかにも現在取り組んでおりますのが、お隣、嘉瀬ノ浦地区でのミカン根域制限の団地の造成も始まる予定であります。

今後は、この事業、受益者負担なしでできる事業でありますので、お示しいただきました能古見など、ほかの地区においても一定要件を満たせば同様の取組は可能と考えておまして、市としてもさらに取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

11番角田一美議員。

○11番（角田一美君）

ここについては数年前からそういった耕作放棄地が増えてきた段階で、前農林水産課長にお願いして、そういった団地化ができないのかと要望した経緯があります。そのときには、企業等でキウイフルーツ団地をここに取り組みたいということで、測量調査までやっていただきました。そして、ある程度、6町と9町ぐらい、また15町ぐらいの団地ができそうというところを聞いて安心をしていたんですけども、いつも間にか立ち消えになった。立ち消えになった理由は何なのか、そこら辺をちょっと。あまり規模が大きいか、企業向けの団地で、それならもう少し、さが園芸888運動で園芸作物を取り組んでもらえるような、もっと小規模の農家の方にそういったものを進めることができなかつたのかどうか、そこら辺をお尋ねします。

○議長（徳村博紀君）

江島農林水産課長。

○農林水産課長（江島裕臣君）

お答えをいたします。

キウイフルーツの団地の話につきましては、先ほど私が申し上げました根域制限のミカンの団地とか園芸団地とは全く別の話でありまして、このキウイフルーツの件につきましては、県を通じて、キウイフルーツを作りたいという民間の企業、要は企業誘致の話であります。企業さんがどこかなかろうかということで探されている中で、鹿島のほうの候補地として紹介した経緯がございます。

ただ、やはり企業側といたしましては、そこで始めるに当たっても、既に耕作放棄地でありますので、ここをきれいに開墾してキウイフルーツを作れるようにするようになるためには、やはり企業側としては初期投資がかなり大きくなるということで、現在ちょっと見送られたという経緯がございます。

ただ、この企業側とも現在完全に切れているわけではなくて、定期的にやり取りは行っておりますので、またチャンスがあれば、そうした企業誘致のほうにも取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（徳村博紀君）

午前中はこれにて休憩します。

なお、午後の会議は1時から再開いたします。

午前11時59分 休憩

午後1時 再開

○議長（徳村博紀君）

午前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

11番角田一美議員。

○11番（角田一美君）

農地流動化による果樹団地の造成について、いろんな好機を捉えて今後取り組んでいく、キウイフルーツ団地構想も消えたわけではないということを知って安心しましたが、実際、前、こういうお話があって、やはり市町の取組でよその市町に持っていかれております。恐らく今回のキウイフルーツ団地も、ほかの市町にいい条件、市からの後押し支援で決まっているようであります。

こういった耕作放棄地はどこの市町でも困っているわけですがけれども、市とか町がいろんな中山間地を活用した事業プランというものを独自で持って、そういった希望する人に示してやってもらうと。ちょうど10月2日の佐賀新聞に、大町町で県産ワイン計画という御紹介があつておりましたけれども、（資料を示す）これも中山間地の耕作放棄地に佐賀市でワインバーを運営している女性の方がブドウ栽培をやりたいということで、農業ワイナリー事業を提案して採択されて、これもやっぱり県や市町のそこら辺の支援を受けて実現しております。農家以外の方もこういった新たな事業に取り組みたいという希望者がおつた場合に、そ

ういった市町の畑を貸したい、売りたいという状況を把握して、即時に対応できる体制を取っておく必要があると。

そういった形で、ぜひ果樹団地の造成が実現するように取組をよろしく願いして、次の質問に変わります。

次に3番目に、農村公園や家庭菜園等への取組についてということで、非常に田畑が荒れて、住居地域に近いところまで農地が荒廃化してきております。絶対これは止めにやいかないと思います。

先ほど御紹介しましたように、この一帯は江戸時代からいろんな苦勞をされて、肥前鹿島藩の3代藩主の鍋島直朝公が3代藩主を辞めて4代に引き継いだ後も、4代、5代がまだ若かったり病弱だったりして、実質3代、4代、5代の長きにわたっていろんな事業をこの地区で展開していただいています。鹿島の農業というのは、この直朝公の偉業が大事なところなんです。したがって、この地区には、先ほど紹介しました西宗寺の下のところには、

〔映像モニターにより質問〕

ここは療育園、これも前回のとき御紹介しましたがけれども、この下のほうが筒口、この山影の下の方に水梨堤、大きな堤があります。この小高い山が花頂山といって、現在の花岡思瓊神社ですね、直朝公がこの地に1672年から1709年ですか、37年間ここに隠居をしておりますけれども、有明海が一望できるということで物すごい景勝地、いいところです。

この直朝公が隠居をされても、歴代の佐賀藩主の子供たち、いわゆる直朝公の孫に当たる娘さんたちが、お嫁に行く前にはぜひ鹿島の見晴らし、この花頂山に行きたいということで、ここには直朝公が本宅のほかに、小さな月桂庵というようお願いを造ったり、あるいは桜峰といって多くの来客接待場所、それから、孫たちが来たときの集会所とか、あるいは鎮嶺閣といって集会所、それから菊の茶屋とか、それから、行く行くは自分が亡くなった後に直朝公の夫人で皇室の祐徳院萬子媛の子供さんのお墓が見性寺に祭られておるわけですがけれども、そういった花頂山から上のほうに、現在の見性寺の辺は相当な建物があって、ここで実際の鹿島藩のしてやっていたわけです。

しかし現在は、水梨堤から療育園のところまではほとんど荒れています。この療育園を造るときには、ここは能古見小学校のミカン園でした。当時は全てミカン園で、立派な景勝地でしたけれども、ここ以下は全て全滅に近いところです。これからどんどん上のほうに荒れていっています。やっておられる方は点々として、狭い思いでやられて、非常にやりづらくなってあります。ここには大きな市道が通っていますが、イノシシでのり面が掘り返されて、こういった形で大きな石を道路に落したり、のり面がやられています。そして、ほじくられたやぶの中には、大きな石がのり面の上のほうに、崖のほうにあります。これが大雨でも降りましたら、市道に落下してくるような非常に危険な状態です。

だから、この地帯の荒廃がなお進まないように、できたらさっきのようないろんな団地に、

農業団地を造っていただきたいんですけれども、現在の若い人たち、子供たちというのは、山林とか里山、あるいは自分の農地、こういったものについては負の財産と捉えられて、自分の家の山林、あるいは農地が、自分の畑がどこにあるのかとか、ほとんど興味とか関心を持たれていないんですよ。そういった中で、そこの近隣で農業経営をやっておられる方に大変迷惑をかけておられるわけですが、農業者の生産意欲が湧くようにこういったやつをなくす、ここら辺をぜひ観光農園の樹園地とか、できたら先ほど言った水梨堤の上、療育園から下の花頂山のあるところら辺は、いろんな農村公園、あるいは家庭菜園を取り組んでもらいたいなと思っております。鹿島が誇る自然豊かな里山に親しめるように、今後、肥前鹿島駅等が整備されて、やはり鹿島が誇る自然を相手にスロートーリズムあたり、ここら辺を整備すれば一番の候補地になります。

能古見にはこのほかにもいろんな眠った観光資源があります。花頂山のすぐ下のところには、9世紀末に建てられました真言宗のお寺、蓮巖院があります。ここには阿弥陀如来2体と薬師如来1体、3つの全国でも数少ない様式の仏像が、国宝級の重要文化財があります。

また、この真言宗蓮巖院の別院でもあります岩屋山興法寺と、岩屋観音とってこの地帯の上流にありますけれども、ちょうどこの中間に岩屋観音とありますけれども、ここもすばらしく景観がよくて、覚鑿上人が岩屋を打ち抜いて、いわゆる千手観音像を安置したところと言われておりますけれども、ここも景勝地で非常によくて、登山客も多いところです。能古見地区の振興会、区長会では、こういった眠っている歴史資料を何とか元気づけようということで、この水梨堤のところから岩屋観音まで登るまでの道路を舗装したり、あるいは草刈りを先日もやったりしてもらっています。鹿島のあちこちにそういった行ってみたいというようなところがいっぱいあるんですけれども、そういった意味で、この地域は絶対荒らさないで、松尾市長のときにやぶになったと言われぬように、ぜひそういったものに取り組めないのか。

農村公園等は一時期ブームになって、いろんな市町でも取り組んであります。もうそれはブームも廃れて管理ができないというところもありますけれども、これがまたブームが再到来をしております、これは市営でやるからそういうふうな感じであって、民間の方がやりたいという意気込みでそういったブームが再到来するような状況でもあります。そういった取組がこの地域でできないのかどうか、お尋ねをします。

○議長（徳村博紀君）

江島農林水産課長。

○農林水産課長（江島裕臣君）

お答えをいたします。観光農園の件であろうかと思えます。

市民農園的なもの、これは県内でも幾つか実績がございます。ただ、調べてみますと、やはりほとんどは市が直営でやっているというわけではなく、農業者さんでありますとか直売

所、あと、農家民泊等をされている方が経営されている市民農園というのが数か所、県内にもございます。能古見のほうに市民農園を整備するとなりますと、農地だけではなく、これを仮にやるとなりますと、例えば、駐車場でありますとかトイレ、あと、水をどうするのかとか、農機具小屋など、様々な整備も必要になろうかと考えております。

また、それらの維持管理に加えまして、日常的に農地の維持管理を行うスタッフの配置でありますとか、年間の作業スケジュールの作成、農作業の指導を行う方の配置等が必要となつてまいりまして、これを市が管理運営を行うというのはなかなかハードルが高いのかなというふうに考えております。事業の将来にわたる継続性と地域への波及効果等を考えますと、やはり農家の方でありますとか民間の方に経営していただいて売上アップにつなげていただくというのが一番よからうかと思っております。

県とかにもこういったことに対する補助事業の制度等もありますし、市としてもこういうことに取り組みたいという方がいらっしゃいましたら、積極的に支援とかPR等を行っていききたいというふうに考えています。

○議長（徳村博紀君）

11番角田一美議員。

○11番（角田一美君）

市町村公営のこういった農村公園とか家庭菜園というのはなくなりつつあります。当初は市がある程度区画を取得して、そして、市民のほうに貸し出す、これが主流だった。近くでは隣の白石町の有明町に町がある程度農地を区画整理して、鹿島市民の方も鹿島がやらんならばということで、結構その有明町に行っていらっしゃいます。しかし、そういったところに行っておられる方が高齢になって行けないと。鹿島市内にあつたらいいな、そんなふう言っている。

そういった形で、形態は変わってきています。だから、市でやる必要はないと思います。農村公園といっても、運営形態はほとんど——最近取組があつているのは、市がそういった入り口のほうをお世話して、運営は民間とかNPOがやると、そういった形態が最近注目されてきています。そういった農村複合経営をのんびりと眺めて、あるいはちょっとした農業体験ができる公園、こういったものを公共団体等が整備して、そして、運営についてはプロの民間に任せると。そして、そこに使う資材等は近くのJAとか供給して経済を潤すと。趣味と経済を循環させる意味でも、そういったお手伝いをするという——市でする必要はないと思うんですけれども、そういったやつでも取り組んでいけたらなということで提案をしました。

時間が来ましたので、次の空き家対策のほうに進めさせていただきますけれども、先ほど空き家、管理がされて現状のまま利用できるものが354件、管理が行き届いていないが比較的小規模な修繕で利用できるものが287件、現状のままでは利用困難なものが80件というこ

とで、既に倒壊の可能性がある、あるいは現状のまま利用できない建物が54件あると。半分以上、421件が現状のままでは利用できない。このまま放置しておくとも倒壊の可能性がある建物になってしまうということで、これは現在、前回の調査からするとまた増えております。空き家率にして、前回調査していただいた時点では5.6%が現在7.7%に増えている。総務省が調査した空き家率でも、平成25年の調査では12.7%の空き家率が平成30年は14.4%というふうに徐々に増えてきているわけですね。

今後、人口減少が一気に進むことによって空き家はなお——今の鹿島の人口が2万7,800人と。これが20年後には1万7,000人、さらに1万人減ると言われています。1戸当たり3人にしても、3,000戸以上が空き家になるという換算になるわけです。

そういった形で、この取組を真剣にやっていただきたいんですけども、質問いたしますけれども、今空き家のうち管理ができなくて放置されて倒壊の危険性、あるいは防災、衛生、景観等の面から早急に対応が必要と思われる、いわゆる特定空家に該当する物件はどのくらいあるのか、そして、平成25年4月の条例施行以降、空き家等に関する苦情、相談を受付した件数はどのくらいあるのか、お尋ねします。

○議長（徳村博紀君）

山浦建設環境部長。

○建設環境部長（山浦康則君）

お答えします。

調査しましたDランクの建物54件のうち、倒壊の危険性、防災、衛生、景観等の面から早急な対応が必要と思われる特定空家は16件認定しております。

また、空き家等に対する苦情、相談の件数ですけども、平成25年から令和4年にかけて空き家に関する相談は54件あっております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

11番角田一美議員。

○11番（角田一美君）

775件の空き家の中で、倒壊の可能性があるものが54件、そのうち新たに協議会を設立して特定空家と認定したのが16件ということなんですけれども、この苦情相談が平成25年度から令和4年度にかけて54件上がってきていますけれども、苦情相談を受け付けた中で、指導、助言により改善された件数がどのくらいあって、また、どのくらい未解決案件が残っているのか、それをお尋ねします。

○議長（徳村博紀君）

山浦建設環境部長。

○建設環境部長（山浦康則君）

お答えします。

空き家等に関する相談、苦情54件のうちの31件は、助言するなどして空き家の解体や修繕、庭木の適正管理などの解決を図ってきたところでございます。

あと、3年以上未解決の案件につきましては、平成25年度から令和元年度で11件となっております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

11番角田一美議員。

○11番（角田一美君）

23件のうち未解決と、3年以上の長期にわたって解決できていない物件が11件ということで、3年以上たっていない、令和2年度から4年度までが12件で、23件未解決ということですが、解決できない最も大きい理由というか、要因はどういったものがあるのか、どうして対応できていないのかをお尋ねいたします。

○議長（徳村博紀君）

山浦建設環境部長。

○建設環境部長（山浦康則君）

最も多い要因としまして、所有者が鹿島市内に居住されていないため対応できないものが一番多くあります。また、相続人が確定していない、または相続人の所在が不明と見られるなど、その物件によっていろいろな違いがあります。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

11番角田一美議員。

○11番（角田一美君）

分かりました。私もこの未解決案件にいろんな市民の皆さんから何とかしてくれと、未解決案件の中に3件ほどあります。もう倒壊してしまって所有者が後を片づけない、猫が入ったり動物が入ったりして、あるいは、虫が家のほうに入ってくるとか、非常に衛生上困っていると、何とかしてくれと。

それからもう一つは、隣接して倒壊寸前なんですけれども、台風のととき瓦が飛んでくると、いろんなものが飛んでくるから怖くて寝れないと。そして、長期間雨漏りしますと、シロアリとか、ムカデとか、ネズミとか、いろんな害虫が発生して、それが自宅のほうに入ってくると。衛生上、それから環境上、どうにもならない。そういったところが2件あります。しかし、6年たっても何も進まない。そういった形で、一生懸命この処理については、所有者を把握するための時間と労力、それは大変とは思いますが、隣接している所有者にとってみれば、本当にたまらないと思います。

そういった意味で、一刻も早く解決をしていただきたいと思いますけれども、この特定空家で所有者がまだ分かっていないというような物件がどのくらいあるのか、それをちょっとお尋ねですけれども、所有者不明等に対して行政としてどういった対応をしてくれているのか、そして、これに対する今後の取組というのはどういうふう考えているのか、お尋ねします。

○議長（徳村博紀君）

山浦建設環境部長。

○建設環境部長（山浦康則君）

お答えします。

所有者が確定していない分は、特定空家の16件のうち土地の所有者で1件、あと、建物の所有者で4件ございます。

対応ですけれども、これにつきましては、法務局とかの協力を得まして所有者をできるだけ特定させようということで問合せなどはしていますが、なかなかできていないというのが現状でございます。

これからの対応としましては、空き家の条例とか、あと、空家等対策特別措置法に基づいて対応していくことになるかと思えます。

○議長（徳村博紀君）

11番角田一美議員。

○11番（角田一美君）

ありがとうございました。

それでは次に、空き家対策上の問題点、課題についてお尋ねしますけど、空き家対策の基本というものは、空き家の発生抑制と適正管理ですね、そして2番目に、空き家の市場への流通促進、これは利活用と、3番目に、空家等対策特別措置法に基づく措置ですね、いわゆる指導、助言、勧告、措置命令、強制撤去というような手続があるわけですけど、この3つの対策上の問題点、課題点についてお伺いしますけれども、まず最初に、空き家を増加させない予防策について、現在、鹿島市ではどういった対応がされているのかをお尋ねします。

○議長（徳村博紀君）

山浦建設環境部長。

○建設環境部長（山浦康則君）

空き家を増加させない予防法ということで、まず、空き家の予防をするためには、所有者などが自らの責任において適正な管理を行うことが原則でございます。所有者などに空き家等の適正管理及び活用の促進に関して啓発する意識浸透等、理解を推進することが重要であると考えております。

具体的には、空き家の所有者へ相談窓口の案内や法改正などをお知らせするパンフレットなどを用いて周知に努め、自分のことだと思ってもらうことが大事だと思っています。

また、令和6年4月より不動産登記法が改正になりまして、相続事案が発生したときから3年以内に相続手続の申請を行わないと相続人へ罰金を科せられるようになります。相続登記をまだされていない方は、早めの相続手続をお願いしたいと思います。また、市報などでも周知を行ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

11番角田一美議員。

○11番（角田一美君）

やはり所有者自ら責任を持って適正に管理を行う、これが基本であって、これを十分市民に対して指導を徹底する必要があると思います。というのは、幾ら強制撤去に及んでも、その撤去費用というのは管理者に出してもらわんばいかんわけですが、しかし、撤去については1件当たり35坪ぐらいで1,000千円ぐらいかかると、場合によっては1戸2,000千円ぐらいかかると。そういった大金を果たして高齢になって亡くなられた後に相続人ができるかと、非常に無理と思うんですね。だから、そうならないように、やはり相続が発生したときにはそういった不動産登記を——今回それを促すために、3年以内に相続手続しなさいと、しない場合は罰金を科しますよとしていますけれども、これも法制が改正されてもなかなか難しいと思います。しかしながら、このまま放置しておく、なおさらいろんな行政代執行をやってもらっても、それ以外の費用がかかるから大変ですよということで、そういった特定空家になる前、ならないような早め早めの増加させない予防策についてはしっかりと、空き家対策の解体、解除に対する相談窓口、あるいは適正管理についての相談に努めていただき、もういよいよ不動産登記法が来年4月から改正になって運用されますけれども、こういった市民に対するお知らせ、パンフレットというのは我々なかなか見当たらないんですけれども、そういったやつは現在なされているのか、法の執行を待ってされるのか、そこら辺をちょっとお尋ねいたします。

○議長（徳村博紀君）

山浦建設環境部長。

○建設環境部長（山浦康則君）

お答えします。

この不動産登記法のパンフレットにおきましては、市の担当のほうとしてはまだ発行しておりませんが、これは直接担当されるのが法務局になっておりまして、武雄の法務局のほうからその方のパンフレットは市の建設住宅課のほうにありますので、ぜひ取りに来ていただければ、渡すことはできます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

11番角田一美議員。

○11番（角田一美君）

やはり法の施行まで近づいて法務局からそういったチラシが来ているならば、いろんな相談会を実施したり、そういったときに積極的に——ほとんどもらいに来られないと思います。本当に困られるのは市民の皆さんですので、市のほうから積極的にそういったチラシ、相談会を積極的に開催されたり、法改正のお知らせを早めに早めに手続をお願いしたい。

それから、空き家の適正、積極的な市場流通、積極的活用についてなんですけれども、先ほど現状のまま利用可能な物件が354件あると言われましたね。現状のまま利用できないが、比較的小規模な修繕で利用される物件が287件、合計の641件、これをある程度利活用するにしても、件数が相当になるというわけですね。これまで都市建設課で空き家バンク制度というものをやってこられましたけれども、平成19年度から開始されて昨年度まで16年間でどのくらいつなぐことができたのか、改善できたのか、お尋ねをいたします。

○議長（徳村博紀君）

山浦建設環境部長。

○建設環境部長（山浦康則君）

お答えします。

空き家の活用につきましては、空き家の有効活用と定住促進を目的に、建設住宅課の所管で空き家バンク制度を実施しまして、平成19年度から令和4年度までの期間に空き家102件を登録しまして、うち34件の定住につなげてまいりました。

引き続き空き家登録の案内及び移住者への情報発信を強化していきたいと思っております。

○議長（徳村博紀君）

11番角田一美議員。

○11番（角田一美君）

空き家の件数からして、16年間で102件と言われたですね。非常にやっぱり少ない。102件の登録で、そのうちの34件が定住につなげたということですから、もう少しここら辺も空き家バンク登録の案内とか移住者への情報発信をぜひ強化して、積極的な活用促進を図っていただきたいと思っております。

それでは、空き家の適正管理の対応についてなんですけど、問題は所有者不在とか、あるいは解体、あるいは活用が非常に困難なケースがあると思うんですけども、こういったものについてはどういった対応を今後されようとしているのか、そこら辺についてお尋ねをいたします。

○議長（徳村博紀君）

山浦建設環境部長。

○建設環境部長（山浦康則君）

お答えします。

冒頭に議員のほうからおっしゃられましたとおり、人口減少に伴いまして空き家が増加し、適正な管理が行われていない空き家が増加傾向にあります。問題は、所有者が不在、または高齢で解体や活用が困難であるケースが多くあり、また、不使用期間が長いことで自然災害等で倒壊の危険が増えたり、防犯上の問題、近隣の景観低下など、地域全体に悪影響を及ぼす可能性がございます。

また、どうしても特定空家の取壊しに応じてもらえない場合は、法的手段にある行政代執行を行うこととなります。行政代執行の場合、代執行にかかった費用は全て空き家等の所有者の負担となりますが、場合によっては財産の差押えや処分によって強制的に徴収することとなります。

また、略式代執行の場合は所有者が特定できないことから、行政が負担することとなりますが、執行後に所有者が判明した場合は、その所有者等が負担することとなります。

また、市が利害関係者として家庭裁判所に財産管理人を選任して申し立てて、財産管理人が土地を売却した収益から費用を徴収することもできます。

このような行政代執行はあくまで最終手段でございますので、本来は、空家等対策特別措置法にもありますが、所有者の責務として第3条に、「空家等の所有者又は管理者は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。」となっております。空き家の所有者が行うのが大前提でございます。ですから、危険空き家にならないよう、空き家所有者の方はしっかりと日頃の管理を行っていただくようお願いしたいと思います。

空き家問題は自治体の単独の取組だけでは解決できません。市民の皆さんの意識改革、法制度の活用、空き家バンク制度などの活用、そして、空き家を生かした地域の魅力創出などが重要とされております。

また、相続手続が行われていない物件がありましたら、後世に負担をかけないためにも、できるだけ早い時期に相続手続を行っていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

11番角田一美議員。

○11番（角田一美君）

今回の特定空家に対する取組については、鹿島市空家等対策計画をやっと本年4月につくって、今後、空き家対策は進むと期待するわけですがけれども、この計画というものは、平成26年に制定された国の特措法からすると、8年前に要求をされていたんですけれども、その計画が今までなされてこなかった。いろいろ遅れた理由はあろうかと思うんですけれども、今回策定された空家等対策計画で、空き家対策が進むと期待される効果というのはどういっ

たものがあるのか、お尋ねします。

○議長（徳村博紀君）

山浦建設環境部長。

○建設環境部長（山浦康則君）

お答えします。

空家等対策計画の効果ですが、期待される効果は、空き家等の所在及び状況の実態把握並びに所有者の特定を行い、空き家等に対する対策や活用を総合的かつ計画的に実施することができます。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

11番角田一美議員。

○11番（角田一美君）

それでは、最後の質問になりますけれども、特定空家等、今後の取組方針についてですけれども、先ほど申し上げましたように、空き家というのは近隣に迷惑をかけているわけですが、倒壊のおそれがあるものについては早急に対応する必要があります。

また、住む人がいなくて適正に管理されていない将来の特定空家についても早急な対応が必要と考えますけれども、今年6月に空家等対策の推進に関する特別措置法の改正と、また、今後予定されています所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直しが進められています。

こういった中で、鹿島市の空き家対策の今後の取組方針についてお尋ねをいたします。

○議長（徳村博紀君）

山浦建設環境部長。

○建設環境部長（山浦康則君）

お答えします。

今後の対応としましては、特別措置法、条例にのっとり対応をしていくこととなります。現状は条例第6条の助言、または指導の段階であり、今後は期限を決めて措置等を履行する、求める勧告の取組を取って、それでも対応していただけない場合は、命令、公告となって、最終的には行政代執行の取組を取っていくこととなります。

相談や情報提供があった場合は、まずは現地に赴いて現地確認を行いまして、所有者を確定して連絡を取り、指導、助言を随時行っていきたく思います。

また、危険な空き家につきましては所有者の特定も行っており、所有者、もしくは相続手続がなされていない場合は権利者に対して適切な管理を継続的にお願いしていきます。

そして、空き家等の総合的な取組を取っていくには、庁内の関係各課が情報を共有しまして連携することに加え、地域の協力、また、所有者が抱える空き家等の管理、利活用や相続

問題に対応するための専門的な知識を有する各種関係団体との連携が必要ですので、情報を共有して対応していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

11番角田一美議員。

○11番（角田一美君）

空き家対策のこれまでの取組とこれからの取組方針について、いろいろお尋ねしてきました。今までの8年間というのは非常に皆さん一生懸命取り組んでおられたと思うんですけども、やっぱり市民の皆さんから見るとなかなか進んでいないと。しかし、空き家というのは今後どんどん増えていきますので、あくまでもこれは市民の皆さんの責任でもって管理していただく。行政代執行ができるように体制はできましたが、これはあくまでも最終手段であって、しかしながら、今、課長の答弁を聞いていますと、今後そういったものについては最終的には行政代執行の手続を取っていくということですので、今までの課題が早期に解決することを期待して、質問を終わりたいと思います。ひとつよろしく願いしておきます。

○議長（徳村博紀君）

以上で11番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。1時55分から再開いたします。

午後1時45分 休憩

午後1時55分 再開

○議長（徳村博紀君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、10番勝屋弘貞議員。

ここで申し上げます。勝屋弘貞議員の一般質問で議場モニター映像の使用を許可します。

○10番（勝屋弘貞君）

10番議員、勝屋弘貞でございます。通告に従いまして御質問申し上げます。

1つ目、インクルーシブ教育・災害時の避難場所という観点からの学校施設の改善について御質問申し上げます。

せんだって第七次鹿島市総合計画が改定されました。基本構想に示してある目指す都市像は「みんなが住みやすく、暮らしやすいまち」とあり、性別、年齢、障害の有無にかかわらず、全ての人が利用できるよう既存施設の改善が求められているところであります。

公共施設、特に学校は、その地域の避難場所として活用するところであり、バリアフリーとダイバーシティという考え方をどう捉えていくのか、文科省からも、校舎や屋内運動施設のバリアフリー化、インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進が挙げられており、多様化を尊重し、安全・安心に利用できる環境づくりが求められているわけ

であります。鹿島市においてはどのように考えておられるのか、今後の対応をお聞きしたいと思えます。

2つ目、西部中学校の体育館の Koumori の被害についてであります。

以前から教育委員会のほうにも対応をお願いされていると聞き及んでおりますが、一向に改善されることなく今日まで放置されているようでございます。Koumori の死骸、排せつ物の問題、後ほど画像でお示ししたいと思えますが、ステージ上のピアノにはブルーシートがかけられるなど、相当困っておられるようでございます。

Koumori は様々なウイルスを有しているとの報告がござます。世界中を震撼させ、いまだ大きな影響を与え続けているコロナウイルスについても、Koumori は感染しても病気を発症しないようで、Koumori が保有していたウイルスが変異し、人に感染するウイルスになったのがパンデミックの原因で、SARS やエボラ出血熱は Koumori によるものだった可能性が高いということが言われております。

感染対策という面も含め、早急の対応が必要な案件と思うところであります。教育委員会の見解を求めます。

3つ目、不法投棄の問題についてお尋ねいたします。

抑止力という観点から、監視カメラでの防止対策等も取られてはおられるようですが、いちごっこの感が否めないところであります。現状はどうか、当局の答弁を求めます。

以上、総括の質問であります。あとは一問一答にてお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

執行部の答弁を求めます。江頭教育次長。

○教育次長（江頭憲和君）

私のほうからは学校施設の改善に係るバリアフリーとダイバーシティという考え方、それから、西部中学校の Koumori についての事例を挙げていただきましたけれども、感染症対策を含めてということでお答えをさせていただきます。

インクルーシブ教育や災害時の避難場所としての学校施設の整備につきましては、バリアフリーやダイバーシティという個々の人々の多様性について、我々の社会が様々な背景をお持ちの人たちへ配慮していくという考え方になりますけれども、学校施設の整備に限らず、公共施設の整備、改修を進めていく上で非常に大切なことだというふうに考えております。

バリアフリーにつきましては、車椅子の利用者の方々や、視覚や聴覚について身体的に制約のある方々が自由に移動できるようにするだけでなく、年齢や性別にかかわらず、誰もが安全に利用できるような施設設計を考慮することですし、ダイバーシティにつきましては、異なるバックグラウンドを持つ人々がひとしく扱われ尊重されるという観点から、学校施設的设计においても、各児童・生徒のニーズなどを認識した上で、それぞれがひとしく学習に参加したり、災害時の環境を整えることが求められていることだというふうに思っております。

す。具体的には自動ドア、それから、エレベーターの設置、トイレ等々の設備につきまして、高さなんかを調整できる環境、あるいは緊急時に利用する道路や避難経路の移動が容易になるように配慮をすることなど、今後の学校施設整備において求められていることというふうに考えております。

次に、西部中学校の体育館のコウモリの被害、感染症対策についてでございますけれども、コロナウイルスの感染拡大防止につきましては、学校支援員と呼ばれるスクールサポートスタッフを配置するとともに、先生方と連携をし、机や椅子をアルコール消毒液を使って雑巾で拭き取るなどのほか、マスクの着用や教室の換気など、様々な学校での活動で密にならないような取組を行ってきております。また、保護者の皆様には、子供さんの体調について気配りをお願いし、発熱等ある場合には登校を控えてもらうなどお知らせをしてきたところであります。

西部中学校の体育館のコウモリ被害の経過についてでございますけれども、令和2年に西部中学校のほうから、体育館ステージのどんちょう付近にコウモリのふんが落ちているため、対応の依頼がありました。どんちょうについているコウモリを捕獲し、環境下水道課、農林水産課に相談をいたしまして、建物の外に放している状況です。その後、ふんの清掃及び消毒作業を業者のほうに行っていただきました。

令和3年には再びコウモリのふんが落ちていたということでしたので、コウモリが自由に捕獲をしてはいけない動物になっていますので、県のほうに捕獲申請を行い、コウモリを捕獲し、焼却処分を行っております。

コウモリは、1センチから2センチ程度の間隙があれば建物内に入り込むと言われておりまして、専門業者に相談をいたしました。学校の協力を得まして、ステージ上部に忌避剤を噴霧したり、8月から12月までの夜間の体育館開放を中止するなど、コウモリを一旦寄せつけない対処も試みましたが、忌避剤の効果がなくなると、また戻ってくるという状況にあります。

併せて、このときに体育館の器具庫の窓からコウモリが出入りしているのを確認しましたので、器具庫の窓2か所に網戸を設置しております。

令和4年度につきましても、夏休みの学校閉庁日にコウモリの捕獲を計画しておりましたが、作業に当たる職員がコロナに罹患したということで、この年は実施ができませんでした。

今年度、令和5年度に、実は西部中学校の体育館のLED照明設置工事をいたしましたので、そのときの足場を利用して、体育館の南側と北側の通気孔に網が施工されているかどうか確認をいたしましたところ、網が設置していないことが分かりましたので、この体育館南側と北側にある通気孔に金網をかぶせることを現在検討しているところでございます。

全ての窓に網戸を設置することも検討しておりますけれども、内部に格子――体育館ですの

で、ガラスにボールが当たるのを防止する格子がありますので、外側からでないとしても設置ができないということ、また、網戸を設置できるような窓枠にはなっておりませんので、施工が難しく工事費が高額になるなどの課題もございます。ですので、まずは体育館の南北にある通気孔への金網の設置について検討を進めたいというふうに考えております。

コウモリの活動時期は主に4月から10月、夜行性なので、学校施設開放事業による4月から10月の夜間の使用時は、窓や入り口などからコウモリが入らないように工夫をする、あるいは4月から10月、この期間の夜間の使用を休止することなども含めて検討材料になるかなというふうに考えております。

直近の対応といたしましては、学校の事務職員さんの協力を得まして、9月の後半、教育総務課の職員と一緒にふんの清掃を行ったところがございます。また、11月の末に再度学校の協力を得まして、ふんの清掃を行うことを計画しております。

○議長（徳村博紀君）

中村ゼロカーボンシティ推進課長。

○ゼロカーボンシティ推進課長（中村祐介君）

私のほうからは質問の3つ目の、鹿島市の不法投棄の現状と不法投棄対策ということでお答えしたいと思います。

まず、市内の不法投棄の現状ですが、令和4年度実績で、不法投棄の情報が入って市が対応した件数につきましては、15件となっております。ここ数年、大体同程度の水準で件数が推移をしております。

また、不法投棄があった場所につきましては、山間部が3か所、海岸部が3か所、それから、中山間地が4か所、集落内が5か所となっております。

また、不法投棄されたごみの種類といたしましては、紙類やプラスチック類などの生活ごみ、それから、電化製品、それから、コンクリートブロックとか農業用のマルチ等が多くありました。家庭用のごみとか、あと事業所の産業廃棄物が主流となっております。

これに対しまして不法投棄対策といたしましては、職員が定期的に不法投棄された場所に巡回をしているほか、福祉施設に委託をしまして、週1回、市内全域にわたりパトロールを実施していただいております。また、地元や警察と不法投棄の監視、あるいは投棄者の特定について連携協力体制を取っております。繰り返し不法投棄がされる場所につきましては、それから、地区から要請があった場合は不法投棄防止の看板の設置、あるいは監視カメラの設置により、不法投棄の抑止につなげております。しかし、市外からの不法投棄と思われるケースも目立っております。現場では苦慮している状況でございます。

市民の皆様に対しましても、自分の土地、私有地に不法投棄をされないように、ポイ捨てとかされたら早めに片づけていただくなど、広報啓発活動を節目節目において取り組んでおりまして、今後も様々な対策を行っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

10番勝屋弘貞議員。

○10番（勝屋弘貞君）

それでは、一問一答にてお願いいたします。

バリアフリーの現状について聞きたいと思います。

各学校の現状ですね、どんな感じでしょうか。全体的にきちっと対応がなされているのかどうか、その辺りを聞きたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

江頭教育次長。

○教育次長（江頭憲和君）

お答えをいたします。

学校施設のバリアフリーの現状ということでございます。

冒頭の御質問の中にもありましたように、学校施設におけるバリアフリー化を進めることというのは求められているところです。私も最初の答弁のところでバリアフリーについて説明してきましたところですが、そういう意味におきましては、例えば、車椅子を御利用の方あたりが校舎の中の各階への移動がストレスなくできるのかとお尋ねされると、今のところはそれができない状態ということでございます。

○議長（徳村博紀君）

10番勝屋弘貞議員。

○10番（勝屋弘貞君）

今、車椅子ということが言われましたので、例えば、車椅子を利用される方が来られた場合には、そのときはどういう対応をするつもりなのか、その辺りどうでしょうか。いかがですか。

○議長（徳村博紀君）

江頭教育次長。

○教育次長（江頭憲和君）

日常的に車椅子で生活されているお子さんが、本市の小・中学校のほうに通学された経過というのは今のところないようでございますので、そういう対応をしたことはございません。もし必要な方が来られるときには、当然、いきなりハード整備ができる状態ではございませんので、教育委員会の中、それから、保護者の方、実際通学される方と十分な協議を行って、どういうところに通学されたほうがいいのかというのを検討していきたいというふうに思っております。

○議長（徳村博紀君）

10番勝屋弘貞議員。

○10番（勝屋弘貞君）

どこに通学されるかというのは、基本的に保護者、生徒さんの意見を尊重するような考えなのか、うちはそういう設備がないから、あっちに行ってくださいみたいな考えなのか、今の答弁を聞いたらそういうふうに分かったので、そういうところをなくしましょうというのがこの考え方じゃないのかなと思うんだけど、そういうのはどうでしょうか。いかがですか。

○議長（徳村博紀君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

今、課長が答弁いたしましたけれども、まず、玄関から1階のフロアには、ほとんどの学校で車椅子で行けると。また、浜小学校と七浦音成分校がそういうバリアフリーになっていないという状況です。

それで、議員、バリアフリー、あるいは多様性、ダイバーシティについて御質問ですが、法令がここ10年間あたりで大分変わってきました。まず、その辺りをちょっと説明させていただいてよろしいでしょうか。

平成18年に、障害者の権利に関する条約というのが国連で採択されております。それを受けて、日本でも平成23年に障害者基本法の一部改正、ここで打ち出されたのが共生する社会、障害を持った方も障害を持っていない方も同じところで、例えば、学校で学びましょうと、その辺りを実現すると。

それを受けて、文部科学省でも平成24年、翌年にインクルーシブ教育システム構築、インクルーシブと言うと難しいようですが、今言いましたように、障害を持った方も障害を持っていない方も一緒に同じ空間で、例えば学習をしましょうというような考え方です。そのためには、やはり障害を持った方の生活が学校でできるようにいろんな配慮をしていきましょう、これを合理的配慮といいますけれども、それについて、例えば、全てエレベーターをつけてくださいとか、それはやはり学校教育委員会、保護者の方と合意形成を受けながら、やはり体制面とか財政面で過度の負担にならないようにというようなことは国も言っているところです。

そういった中で、令和2年度にはバリアフリー法の改正、これがあっております。これはこれまで新築だけがバリアフリーということでしたけれども、これからは既存の改修等でも努力義務としてバリアフリーになっていくということでした。

ですので、私たちとしても、バリアフリーをこれから推し進めていくというようなことで、もちろんハードのバリアフリーもありますけれども、心の面でのバリアフリーということも大切にしたいと思っております。

先ほど就学についての御質問がございました。例えば、小学校をどこに行くのか、中学校

をどこに行くのか、それについては教育支援委員会というものをつくっております。年3回。それぞれの子供さんの実態に応じて、公立の学校の通常学級がいいのか、あるいは通常学級で通級に通っていただくのがいいのか、あるいは特別支援学級で学んでいただくのがいいか、あるいは、この近くですと嬉野にございます特別支援学校で学んでいただくのがいいか、その辺りを支援委員会で話し合いをして、そこで一応の決定を見まして、保護者の方とお話し合いをしながら、最終的には保護者の方の御意見を聞いて、今、各学校に入学しているというような状況になっております。

○議長（徳村博紀君）

10番勝屋弘貞議員。

○10番（勝屋弘貞君）

昨年、国連の障害者権利委員会というのがありまして、そこが、日本の特別支援教育はほかの子供と分離させるシステムと指摘を受けておるわけでございます。国は反論しておりますけれども、教職員の免許取得の必修科目に特別支援の単位が追加されたのが令和元年でございます。今の現場にはその特別支援について学んだ先生はほとんどおられないというところで、保護者の賛否の考えもあるようですし、難しいデリケートな問題だと思っております。今後どのように国が判断するのも分からないところでございます。

性的マイノリティーにも配慮し、しっかりと多様性を考慮した安心・安全な学校であったら、あってもらいたいと思うところですが、ソフト面的には教職員の方々のスキルアップ、知識の向上ですね、そういうのが必要でございましょうし、先ほど執行部のほうからも話がありましたようなハード面、きちっと整備するほうがいいのかなと思うわけでございます。

そういったところで、整備の不十分な現在、多様性を考えなければならない事案が発生した場合、もう一度そういうところで、まだ学校のほうを改修するようなところも含めて考え方があるのかどうか、もう一度お願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

まず最初に、免許の件がございましたけれども、大学での必修ということで、議員おっしゃったように1単位が必修となる。しかし、それまでもほかの科目と包括的なことで、特別支援については大学で全く学んでいなかったかということ、そうではないということをつけ加えておきます。

それと、現在、市内の小・中学校で、先日も話しましたが、県費負担教職員204.5人います。どれくらいの方が特別支援教育の免許を持っているかということで調べてみました。25人、12.2%です。その中で特別支援学級を担任しているのは8人ということですので、

特別支援学級、あるいは通級学級等の全ての担任が免許を持っているわけではないということです、これは県を中心に研修をしながら、先生方の力をつけていただくというふうに行っているところです。

また、ハード面とかもありましたけれども、今年も、例えば、西部中に1学級通級学級を設置いたしましたので、いろんな整備等、あるいは教材等をそろえておくということはいたしております。

また、昨年度は医療的ケアの必要な子供さんが小学校に入学されましたので、これは市で看護師免許を持った方をつけております。

そういうふうに入学者、あるいは編入してこられた方一人一人の状況を見ながら対応していくという体制で行っております。

○議長（徳村博紀君）

10番勝屋弘貞議員。

○10番（勝屋弘貞君）

それでは続きまして、トイレについてお聞きしたいと思います。みんなのトイレとか言われる多目的なトイレの設置状況でございます。

学校トイレ研究会という団体がありまして、そこが行った全国自治体アンケート調査2022によりますと、学校で児童・生徒のために施設の改善が必要だと思われる場所として、トイレが78%と断トツの結果のデータがありました。また、その中で、トイレ整備で特に必要と思われるものとして、バリアフリー対策が80%で断トツ、災害対策が前年比の18ポイントアップの47%、ダイバーシティ、多様な利用者配慮には、前年比12ポイントアップの26%という結果が出ておりました。

数年前に新築しました東部中学校は、しっかり避難場所としての機能を備えておりまして、みんなのトイレ、多目的、きちりありますけれども、ほかの学校等はこの辺りの設置状況はどうでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

江頭教育次長。

○教育次長（江頭憲和君）

お答えをいたします。

多機能トイレといえますか、バリアフリートイレの設置状況でございますけれども、各校おっしゃったように、ばらつきがあるところでございます。鹿島市内には7つの小学校、分校1つ、中学校が2つ、10校ありますけれども、校舎内のバリアフリートイレがある学校が6校、校舎内にバリアフリートイレがない学校が4校、体育館にバリアフリートイレがあるところが1校、バリアフリートイレがないところが9校という状況にあります。

大規模改修を行ったり、先ほど言われた東部中学校であったり、明倫小学校であったりと

というのはかなり高い洋式化率がございすけれども、まだ大規模改修が進んでいない学校に関しては、若干洋式化率が低いところもございす。全体的にいいますと、鹿島市内の大体42%程度が洋式化が済んでいるというところございす。

○議長（徳村博紀君）

10番勝屋弘貞議員。

○10番（勝屋弘貞君）

今、トイレの洋式化というところで話がありましたけれども、衛生的環境の前提はトイレの洋式化、それと、あと乾式化、今の学校のトイレは湿式化といいますか、水をここから流せるような感じですよ。あとは手洗い非接触化。

それで今、トイレの洋式化率が学校は42%とおっしゃいましたですね。内閣府の調査で、2人以上の家族の世帯の80%が、現在、温水便座のあるトイレを使用しているというデータがございす。ほとんどの家において洋式トイレということなんですよ。中には飛沫が飛び散るのを嫌って、男子でも座って用を足すような家庭もあるようございす。なるべく早く洋式化のほうに進めていっていただきたいと思うんですが、その辺の検討をお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（徳村博紀君）

江頭教育次長。

○教育次長（江頭憲和君）

お答えいたします。

先ほど御指摘いただきましたように、まだまだ洋式化が進んでいない学校等もございす。大規模改修も計画的にやっていくところですが、全ての学校が同じタイミングで大規模改修ができるわけではございせんので、大規模改修は少し時間がかかるような学校につきましては、ほかの手だてをもって洋式化を進めていくように計画的に進めていきたいというふうに思っております。

○議長（徳村博紀君）

10番勝屋弘貞議員。

○10番（勝屋弘貞君）

それで、感染症対策という面で手洗い場を自動水洗化、手をかざせば水が出てくるような感じの水道ですね。聞いた話では、ほかの自治体の話なんですけど、蛇口をひねることを知らなかったお子さんもいたというような話を聞いたことがあります。今現在、消毒液等の設置をされておると思いますが、そういったところで非接触という観点から自動水洗化、ちょっと手を加えればできるようなこともあったので、そういうのも考えられないかなと思っておりますが、いかがですか。

○議長（徳村博紀君）

江頭教育次長。

○教育次長（江頭憲和君）

お答えをいたします。

やはり先ほどお話しいただいたように、家庭のほうで設備が充実して、蛇口なんかひねらなくても水が出るような設備に慣れているお子さんもいらっしゃると思います。感染症対策において学校の手洗い場、自動水洗にすることによりまして感染の予防対策のほうは高まると思いますし、節水の効果も図られるというふうなことは考えております。ただ、衛生面、それから、インシャルコスト、ランニングコストなど考慮しながら、今後、計画的に改修の際に検討していくということでお答えいたします。

○議長（徳村博紀君）

10番勝屋弘貞議員。

○10番（勝屋弘貞君）

それでは、今、インターネットで学校の様子とか、どこの学校でもよく見られるんだけど、全国的な動きとして、やっぱり乾式化のトイレに移っているような傾向がございます。ぜひとも大規模改修等があったときには、そちらも検討していただければと思いますが、その辺よろしく願いしておきます。

それでは、今後について御質問いたしたいと思います。

画像をちょっと見ていただきますが、

〔映像モニターにより質問〕

これはコウモリのふん、こんな感じで西部中学校ステージの上に私が行ったとき落ちておりました。ちょうどLEDの工事の最終あたりで、掃除が終わった後ぐらいだったので、あまり今日落ちていませんみたいなことをおっしゃっていましたが、こんな感じでゴマ粒大よりちょっと大きいぐらいかな、そんなのがぼろぼろ落ちているんですね。こんな感じで上にはブルーシートがかけてあったんです。

話を聞いていると、さっき答弁でありましたように、この西部中学校、これはステージ側から道のほう、北のほうを見た感じですよ。一番上のほうに山型にあるのが、これが通気孔なんですけど、ここから入ってきておるということだったんです。

コウモリのふんというのは、感染原因になるウイルスとか、カビ、寄生虫の卵等が含まれておって、手で触ったら危険だよというふうなことも書いてありました。これで乾燥すると粉になって空中に舞うみたいなこともあったので、非常に危険なものなんだなと思って、私はインターネットで読んでおりました。

一円玉が大きさ、あれは20ミリなんですね。このコウモリというのは15ミリぐらい穴があればそこから入ってくるということだったので、よっぽど縮こまって入ってくるんだろうと思うんですけど、そんな感じでそれくらいの穴でも入ってくるということだったので、通気

孔あたりからスムーズに入ってきとったんだろうなというふうに思っていました。

これを防ぐためには、内側からなのか、外側からなのか、メッシュの網をかけるみたいな工事が必要なので、ちょっと予算立てしてやらにゃいかんようなことになるんだろうけれども、ぜひともやってほしいなというところでございます。

そういうことを考えていたら、都会ではそういう屋内体育施設、東京で80%ぐらい空調施設があるということを聞くんですけど、県内では空調施設が体育館にあるところはほとんどないんですけど、空調設備も考えたところで大規模改修をやればいいのかなど、それはそれで予算が結構かかると思うので、その辺りの検討はいかがでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

江頭教育次長。

○教育次長（江頭憲和君）

体育館の空調設備についての御質問です。特に今年の夏につきましては災害級の暑さであったということもありまして、今定例会においても、中村日出代議員のほうから熱中症対策について御質問を受けたところでございます。

また、学校施設が災害のときの避難所に指定されていることは御存じのとおりです。本市は梅雨時期、あるいは台風シーズンにおいて、各公共施設を利用して避難所となるわけですが、学校との連携により空調の設置してある普通教室を避難所として開設するケースもございます。西部中学校につきましては、体育館の1階を避難所として開設することが多いですので、空調が設置されておられませんので、この点はさらに学校と協議を重ねる必要がある点でございます。

ただ、体育館への空調設置となりますと、お話があったように非常に大きな財政的な課題もありますので、現段階で具体的な計画があるわけではございません。

○議長（徳村博紀君）

10番勝屋弘貞議員。

○10番（勝屋弘貞君）

たしか屋内体育施設も設置の努力義務があったと思うんですね。努力義務というのは努力をする義務じゃないの。そういうことを検討するというか、本当にやっているのかなと思うんですね。一度どれぐらいかかるのか試算するとか、そういうこともやってほしいんですね。ぜひともよろしく願います。

西部中学校は私が第4回卒業なので、47年、48年、それぐらい、もう50年近く経過しているんです。体育館の床面もちょっと傾いていると聞いているんです。バレーのネットとか張ったら斜めになるとも聞いているので、そういうところも含めて整備をお願いしたいと思うところでございます。ぜひともよろしく願います。

それで、先ほどの前の質問に戻りますけど、西部中学校の体育館はみんなのトイレはない

ですよね。あそこのトイレも湿式で、ちょっとやっぱり古びているなというようなことを思うので、ぜひとも検討してほしいんですけど、そういうふうな対応が望ましいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

江頭教育次長。

○教育次長（江頭憲和君）

お答えをいたします。

西部中学校の体育館のバリアフリースイートイレという整備ができていないということ、それから、乾式のトイレにしたほうがいいんじゃないかというお話です。

乾式のトイレということになりますと、当然、今、和式のほうが6割ほどある状態で、洋式にならないと乾式にする意味がない。子供たちのことですから、ちょっとトイレの外のほうに排せつしたりということもありますので、そういう状態であれば、やっぱり湿式、水を流して掃除できたほうがいいんですけども、乾式に変えるということであれば、やはり洋式化が必然になってきますので、その辺も含めて検討したいと思っております。

また、災害時の避難所になっているということからも、計画的なトイレの洋式化、それから、バリアフリースイートの設置というものは計画を検討していく必要がありますし、大規模改修のときには具体的な検討に入りたいというふうに思っております。

今のところ、様々な障害をお持ちの方々につきましては、生涯学習センターを避難所として活用いただくようにしておるところもありますので、防災係を中心に、今後も福祉部局や関係機関の方々の御協力を得ながら、必要な配慮が進められるというふうに考えております。

○議長（徳村博紀君）

10番勝屋弘貞議員。

○10番（勝屋弘貞君）

よろしく願いしておきます。

では、次の質問に参ります。不法投棄の問題でございます。

今までに指導とか警告ですね、実際行ったことがあるんでしょうか。いかがですか。

○議長（徳村博紀君）

中村ゼロカーボンシティ推進課長。

○ゼロカーボンシティ推進課長（中村祐介君）

お答えいたします。

不法投棄者を特定して指導警告を行ったことがあるかという御質問でございます。

不法投棄を発見した場合には、まず、ごみの内容確認、それから、あと地元の方の証言、それから、監視カメラを設置している場合はカメラの映像の確認など、地元とか警察と連携して特定するように確認を行っております。

投棄者の特定につながったケースといたしましては、ここ一、二年の間で3件程度ありました。その際は警察、あるいは地元と一緒に投棄者へ指導、警告を行っており、指導後はいずれも改善をされております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

10番勝屋弘貞議員。

○10番（勝屋弘貞君）

それは指導だけで、罰則も何もなかったということなんですね。次あったら、罰則があるみたいな感じの指導ということでもよろしいですか。

○議長（徳村博紀君）

中村ゼロカーボンシティ推進課長。

○ゼロカーボンシティ推進課長（中村祐介君）

お答えいたします。

不法投棄をした場合には、確かに罰則はございます。ただ、すぐに罰則が発効されるわけじゃなくて、一番最初は指導、警告を行って、それでもちょっと改善されない場合は、いろいろと命令とかいうような段階を踏んで、最後にそういった罰則があると、適用されるということでございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

10番勝屋弘貞議員。

○10番（勝屋弘貞君）

それでは、河川敷の話、現在、全体的にパトロールしているというようなことだったんですけど、私、最近、河川敷を散歩しております、

〔映像モニターにより質問〕

これは鹿島港近くの看板でございます。これは逆さに映像があるわけじゃないです。留め金が外れて逆さになっているということでございます。実際回りよったら、こんなことしとったら、やっぱり修理をするよねとか思うんですよね。

これもごみ捨て禁止のところに、これはノリ網なんですけど、今の時期にこんなものがあるのは基本的に不自然ですよ。市長ね、ノリをやっていたので御存じでしょうけど。この時期は大体網をふせて、洗って、補修して、樹脂を打って重ねて準備する。これは今議会が始まった後に撮った写真なので、この時期にこういうふうにあるのは大体基本におかしいわけなんですよね。重ねたようにも見えんし、ごみ捨て禁止のところにこんなことあつたら、何か不法投棄を助長するようにも見えるなというような写真でございます。

これは鹿島大橋、重ノ木のほうから新籠のほうに渡って、新籠海岸をちょっと下ったとこ

ろにあるところにあったんですけど、これはもう完全に船の形をなしていないぐらい、船が半分ぐらいになっているようなのがあるんですけど、これは結構長く放置されているんじゃないかなと思うんです。だから、しっかり巡回されておるのかなとも思うんですよね。

次の写真、これはもう船に草が生えておるような状況の写真ですね。これはすぐ乗れるかなというような船なんですよ。小さい奥の船だろうと思います、今の写真はね。この写真は。このような状態の船、これは俗にこんにやく伝馬という、ノリの手入れをして、ノリを摘んだりするときの船なんだけど、これも中に草ぼうぼう生えている。これは使えるのかなというような感じ。これは底に穴が空いているような、こんにやく伝馬とまた違いますね。これは何ですかね。酸処理する用のあれなんですかね。奥の船もちょっと古いなというような感じ。これはもう看場にあった、係留してあった船です。とてもこれは、乗ったら沈むみたいな感じの船、これは残っておるんですよ。こんな感じで、これも見ているのかなと思っているんです。

こういうものの管理というのは、基本的にどこがやるんですか。漁協がやるんですか、県がやるんですか、市がやるんですか。どうですか。

○議長（徳村博紀君）

中村ゼロカーボンシティ推進課長。

○ゼロカーボンシティ推進課長（中村祐介君）

管理者の質問だと思いますけれども、基本的に海岸沿い、それから、河川沿いに関しましては県の土木事務所が管理者になりまして、あと、浜干拓とか七浦干拓、干拓の部分につきましては、農林事務所が管理者でございます。それから、漁港内に関しましては、鹿島市が管理者となっております。

ただ、こういった漁船の写真がありましたけれども、こういったものについては漁協が適正に処分するように指導されております。大体適正に処分されているケースがほとんどでありますけれども、放置船があって、それが漁船の場合は、漁協を通じて所有者へ処分するように指導をすることになります。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

10番勝屋弘貞議員。

○10番（勝屋弘貞君）

こういう係留する場合は、たしか漁協に年間幾らかお支払いせにゃいかんですね。市長ね。そういうとはなかったですか。元組合長なので、その辺は詳しいでしょう。

○議長（徳村博紀君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

係留する場合の経費という話ですけど、大体、漁協の組合員はそれぞれの漁港を自分たちで管理しております。自分たちがお金を出し合って、漁港の係留施設等の保全をしておられますので、そういう形になろうかと思えます。

先ほど議員が見せられた船、これはみんな漁船登録がない船です。漁船登録がないというのは、特定がなかなか難しいですね。通常であれば誰々の船という、佐賀ですとSAという番号の後に数字が書いてあります。ああいうのがあれば、これは誰の船というのが特定できるんですけど、こういう船は特定できません。多分、漁船と、もう一つは遊漁船とって、魚を釣りに行ったりとか、ほかの遊びの船にされる船があります。多分そういう方が使っていたんだけど、もう使わなくなってそのまま放置をされたというような船も多数あると思います。

おっしゃったように、こういう船が海岸沿いにあるというのは非常に景観も悪いですし、非常に危ない状況だというふうに思いますので、さっき話があったように、基本的には土木事務所が調べますけど、管理とか、こういうほっぽらかした船については漁業者のほうから組合のほうに通知があって、こういう船があるので、漁協として、本人が特定できる場合には本人に、特定できない場合には、こういう船があるので、漁協として、例えば土木事務所に通知をしてくださいとか、そういうふうなことをやってきております。

確かに議員が言われるように、塩田川とか鹿島川とか、いろんな河川にこういうふうな船が散見されるのは、私も見ておまして、やはり今後、こういうのは適正に処分をされるのが大事だと、適切だというふうに思っております。

○議長（徳村博紀君）

10番勝屋弘貞議員。

○10番（勝屋弘貞君）

そうですね、特定できないんですね。困りましたね。

最近、沿岸を散歩していて、廃業された方の親船が残っておるんですね。これは廃業されたんだなと思って見ているんだけど、基本、使える船だったら中古でも売れるだろうけど、古い船、最近の船はだんだん大きく大きくなって行って、古い船はなかなか売れないということで、親船を処分するのに450千円ぐらいかかると聞いたことがあるんですね。ノリをやっていると、そのほかにも支柱とか、浮き竹とか、網とか、さっき見ていただいたこんにやく伝馬で、酸処理用の伝馬船、軽量の小さな伝馬とか、そんなの、使えるようだったら譲られているようですけども、古くなったやつはどうしているのかなと気になったんです。景気がいい、ノリが十分に取れて、お金もしっかりあって、そういう状態のときやったら、後継者がいないという理由で廃業されても、そういう処分代とかは出せるんでしょうけど、こんなノリがずっと不作とかなんとかいったようなときに、そういう余裕があったらいいけど、ないときにはどうするのかなと思ったんですね。

どうでしょう。時限的にもでもよろしいので、処分費用の一部を補助するような感じで、今回一遍に処分しませんかみたいな、不要なものを処分しませんかみたいなところでやってもいいのかなと思っていたんですけど、その辺の考えはいかがですか。

○議長（徳村博紀君）

中村ゼロカーボンシティ推進課長。

○ゼロカーボンシティ推進課長（中村祐介君）

お答えいたします。

時限的な処分費用の一部補助などが考えられないかといった質問でございます。

基本的に漁協においても、廃業後の船の処分につきましては補助しないようにということで、厳しく指導されているということで漁協からお聞きをしております。

廃船の処分につきましては、産業活動の一環でございます。経営者が処分することが原則でございます。しかし、近年の生産状況から、経営自体が厳しいことは十分に認識しておりますので、現在操業されている方にはいろいろな、今現在しっかりと支援をしておりますけれども、ただ、廃業されたその補助という、船の処分ということにつきましては、議員からの提案につきましては、一つの御意見として伺っておきたいということで考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

10番勝屋弘貞議員。

○10番（勝屋弘貞君）

今、使用されている方々は、例えば積み金をするとか、何とかそういう形で廃船するときのための資金をためることもできるんだらうけど、先に辞めていらっしゃる方々でそういうのはなかったんじゃないかなと思うんですよね。どうでしょうね、市長。組合長だったので、そういうところの関係ですね。市長もノリをやられていて、何年か前に辞められて、自分の道具はどうされたのかなとか、私、思っていたので、その辺り、漁協の中はどのような感じなんでしょうか。いかがですか。

○議長（徳村博紀君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

今はしていませんので、私見という形で、私の考えという形で話をさせていただきたいと思いますが、先ほど担当から話しましたように、事業をしておいて、自分がいろんな使ったものは、その人の責任において処分をしなければいけないというのが原則だというふうに思います。漁業者においても、やはり水揚げがあった分をそのまま普通貯金に入れるのじゃなくて、税金のための貯金、減価償却のための貯金、いろんな形で振り分けをしながら調整し

て、本人に貯金を渡すというような形もしておりますし、やはり苦しくなってどうしようもないので何とかしてくださいというのは、本来はそういう形はできないというふうに思います。例えば、その方がさっきおっしゃったように生活に非常に困っておって、市のほうにいろんな届けをされて、そういうときに、例えば、船を持っていて処分に困っているというような場合であれば、その段階で相談するということになろうかと思いますが、基本的にはやはり先ほど申しましたように、本人が責任を持って処分までするというのが大事じゃないかと思えます。

先ほどのような話で、例えば、行政がそういうのをやるということで、本人が本来処分をしなければいけないのを行政がそのうちしてくれるだろうというようなことで、そういう考えになってはいけませんので、あくまで事業者本人の責任で処分をするというのが大原則だというふうに思います。

○議長（徳村博紀君）

10番勝屋弘貞議員。

○10番（勝屋弘貞君）

分かりました。漁業者の廃船の問題は、今の答弁で分かりました。

〔映像モニターにより質問〕

こういった船ね、今の写真とか、前に戻ってこういう使えないような、穴の空いたような船とか、やっぱりしっかりと対応してもらいたいと思うんです。

これですね、やっぱりまずいでしょう。名前も環境下水道課のままになっているので、ゼロカーボンシティ推進で立て替えることも可能かなと思うんですけど、いかがですか。

○議長（徳村博紀君）

中村ゼロカーボンシティ推進課長。

○ゼロカーボンシティ推進課長（中村祐介君）

お答えいたします。

不法投棄の看板につきましては、原則、区の方から看板設置の要請を受けて、市より看板を配布して、それから、看板の設置及び維持管理までお願いしている状況でございます。また、市民の方から自分の私有地に不法投棄をされているといった場合にも、要請があれば看板を配布したり、あと、看板の取付けの補助をしているところでございます。

大体、不法投棄の看板だけで年間30枚程度配布をしております、ほかに犬のマナー看板とか、そういったものもありますので、総数でかなりの数になってくるわけなんですけれども、そのため、長年設置されている看板が破損したりとか、そういったケースも見かけております。ほとんどが区のほうから、そういった古くなった看板を取り替えてくださいといった要請がございます。その都度、随時看板を配布して取り替えていただいております。ただ、先ほど申しましたように、破損している看板も見かけるということで、取替えの申出をして

いただくよう、区長会を通じて改めてお知らせをしたいと思っております。

また、区長さんとか市民の方から要請があった場合は、随時配布をしたり、取付けに行ったりしておりますので、今回、こういった形で御指摘があった看板については、すぐにでも市のほうから取替えに行きたいと思っております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

10番勝屋弘貞議員。

○10番（勝屋弘貞君）

これらのほかにも、鹿島港のほうに監視カメラ設置みたいな看板が、斜めになっておるような看板があったりとか、全く書いていないような看板が不法投棄の看板の下に横になって置いてあったりとか、この辺そういうのがあったので、一度見に行っていて確認していただいて、先ほどおっしゃったように、区長会を通じて区長のほうから要請していただくような感じでやっていただければと思います。

1つ気になったのが、鹿島港の入り口のところに、下のところにカキ殻が山積みされておる。多分あれは種つけのときに使ったカキ殻だろうと思うんですけど、昔だったらそれでもいいのかなと思うけど、やっぱり海洋投棄じゃないけど、海の中にあるというのはちょっとどうなのかなというようなことも思ったので、もともと海にあるものだから、カキ殻だから海に帰すという考え方がおかしいのかなと思ったんだけど、潮が来たときにあそこはつかるとは思いますが、台風とかなんとかあったときにはどうなのかなと思って気になっていたんですけど、カキ殻の中から草が生えていて不法投棄の温床になりそうな感じがしたので、そういうのはちょっと気になったので、あれは産業廃棄物になるんですか。それを海の中に置いてあったので、その辺り漁協さんあたりと話していただければと思います。

では、不法投棄のほうですね、SDGsの未来都市に選定された自治体でございますので、しっかりと環境のことを考えて取り組んでいただければと思います。

以上で終わります。

○議長（徳村博紀君）

以上で10番議員の質問を終わります。

本日の日程はこれにて終了いたします。

明10月7日から10月10日までの4日間は休会とし、次の会議は10月11日午前10時から開き、付託議案の委員会報告を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時57分 散会